



# 名勝三保松原保存活用計画 資料編



## 資料編 目次

資料編	44
目次	45
資料編 第1章 目的	46
1-2  他の計画との相関	46
1-3  策定の経過	46
資料編 第2章 名勝の概要	48
2-1  三保松原の沿革	48
2-2  名勝指定の内容	51
2-3  指定地域の変遷	52
資料編 第3章 名勝の本質的価値	53
3-2  本質的価値を構成する要素	53
3-3  本質的価値の維持・継承に関わる要素	61
3-4  名勝地内の本質的価値以外の要素	64
資料編 第4章 現状と課題	66
資料編 第6章 保全	77
6-2  保全の方法（現状変更の取り扱い）	77
資料編 第8章 整備	84
8-2  整備の方法	84
資料編 第9章 運営・体制の整備	90
9-2  運営の方法と体制	90
付録 活動の際の留意点等	103
(1)  マツ	103
(2)  海浜植生	107
(3)  過去10年の主な出来事	110

## 資料 第 1 章 目的

### 1-2 他の計画との相関、1-3 策定の経過

本計画は文化財保護法にもとづくものだが、他にも複数の法令や計画と関係している。関連する計画や過去の計画、会議記録等の一覧を下表に示す。

<p>文化財保護法（昭和 25 年（1950 年）8 月施行） <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214/">https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0100000214/</a> 史蹟名勝天然記念物保存法（大正 8 年（1919 年）制定）、国宝保存法（昭和 4 年（1929 年）制定）及び重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和 8 年（1933 年）制定）を前身とする、文化財の保存活用に関する日本の法律。</p>
<p>静岡県文化財保存活用大綱（令和 2 年（2020 年）3 月策定） <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkazai/1002115/1020640.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/bunkageijutsu/bunkazai/1002115/1020640.html</a> 文化庁の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づき策定した大綱。</p>
<p>静岡市文化財保存活用地域計画（令和 6 年（2024 年）12 月認定） <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005202.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005202.html</a> 文化庁の指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に基づき策定した計画。</p>
<p>名勝三保松原管理計画書（昭和 35 年（1960 年）提出） 高度経済成長期の現状変更の増加に対し、保護に万全を期すために市が作成した計画書。</p>
<p>名勝三保松原管理計画書（昭和 51 年（1976 年）見直し） 開発と松くい虫被害拡大に対し、適切な保存管理を行うために、文化庁、県、市が 3 者で見直した計画書。</p>
<p>名勝三保松原保存管理計画（平成元年（1989 年）3 月） 三保を訪れる観光客の増加や三保真崎周辺整備計画（昭和 62 年（1987 年）策定）を踏まえた、適切な名勝保存管理のために、名勝三保松原管理計画書から名称を変更し改訂した計画。</p>
<p>名勝三保松原保存管理計画解説（平成元年（1989 年）、平成 4 年（1992 年）改訂） 現状変更の取扱基準を解説したもの。</p>
<p>名勝三保松原管理計画（管理のための計画）（平成 12 年（2000 年）策定） 地方分権一括法の施行にあわせた文化財保護法施行令の一部改正による現状変更にかかる権限の教育委員会への委譲にともない、市が策定した計画。</p>
<p>名勝三保松原保存管理計画（平成 23 年（2011 年）3 月改訂） <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/5058/000748505_1.pdf">https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/5058/000748505_1.pdf</a> 平成元年に策定した計画を、世界遺産登録を見据え、富士山の眺望についても本質的価値として位置付けて改定した計画。</p>
<p>静岡市三保松原保全活用計画（平成 26 年（2014 年）7 月策定） <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005159.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005159.html</a> 富士山世界文化遺産の構成資産として登録されたことを念頭に、世界遺産としての側面からの保全と活用について策定した計画。</p>
<p>三保松原の松林保全に向けた提言書（平成 26 年（2014 年）12 月） 県森林整備課が設置した「三保松原の松林保全技術会議」において示された、三保松原のうち、マツが集団で生えている部分（松林）について、美しく機能的な松林として維持管理していくための提言書。</p>

<p>静岡市世界遺産三保松原保全活用条例（平成 27 年（2015 年）2 月施行）  <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/gikai/p008874.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/gikai/p008874.html</a>  三保松原を、保全・活用し、世界の人々に愛される場所として将来に伝えていくため、静岡市議会議員提案により制定した政策条例。</p>
<p>静岡市三保松原管理基本計画（平成 27 年（2015 年）5 月策定）  <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005162.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005162.html</a>  三保松原の松林保全に向けた提言書を受けて、マツが集団で生えているエリアの管理について策定した計画。</p>
<p>記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（1964 年採択）  <a href="https://icomosjapan.org/icomos6/">https://icomosjapan.org/icomos6/</a>  記念物および遺跡の保護に関する国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）は、この国際憲章の理念に基づき設置されている。通称ヴェネツィア憲章。</p>
<p>世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（1972 年採択）  <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_1.html</a>  <a href="https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf">https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/013.pdf</a>  文化遺産及び自然遺産を全人類のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するための国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的とした条約。日本では平成 4 年（1992 年）に発効。</p>
<p>富士山 ヴィジョン各種戦略（平成 26 年 12 月策定、27 年 10 月改定）  <a href="https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/documents/visionandstrategies.pdf">https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/documents/visionandstrategies.pdf</a>  世界遺産登録時のユネスコ世界遺産委員会からの、資産の全体構想（ヴィジョン）や来訪者管理戦略などの策定についての勧告を受け、富士山世界文化遺産協議会が中心となって策定したもの。</p>
<p>富士山保全状況報告書（平成 28 年 7 月、令和元年 7 月提出）  <a href="https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/report.html">https://www.fujisan-3776.jp/info-lib/report.html</a>  世界遺産条約履行のための作業指針 199, 201 の、締約国による資産の保全状況の記録と最新状況の提供として、富士山世界文化遺産協議会が作成、提出したもの。</p>
<p>富士山包括的保存管理計画（平成 24 年 12 月策定、令和 2 年 8 月、4 年 3 月改定）  <a href="https://www.fujisan-3776.jp/plan/plan/protection/index.html">https://www.fujisan-3776.jp/plan/plan/protection/index.html</a>  富士山の世界遺産登録に向けて、複数の構成資産を一体として保存し、顕著な普遍的価値を次世代へ継承するために、富士山世界文化遺産協議会が策定した計画。</p>
<p>静岡市三保松原保全活用計画推進専門委員会 開催記録  <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s013100.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s013100.html</a>  名勝及び世界文化遺産としての三保松原の保全活用事業について、進捗を確認し助言を得るための有識者委員会の開催記録。</p>



◀リンク集はこちら（三保松原公式サイト内お知らせ記事）  
<https://miho-no-matsubara.jp/archives/5015>

## 資料 第2章 名勝の概要

### 2-1 三保松原の沿革

#### (1) 古代から近代

##### 【砂嘴の形成】

砂嘴とは、海を漂う砂礫が堆積してできる嘴のように細長い地形である。三保半島は3本の嘴からなる複合砂嘴（分岐砂嘴）で、半島西方の安倍川河口及び有度丘陵の海食崖から削り取られた砂礫が波の力で運ばれ、駒越沖から北東へ細長く突起状に堆積してできた。現在の三保付近は約11,000～12,000年前の縄文海進の頃には海だったが、約8,000年前以降から砂嘴の形成が進み、1,300～1,400年前（古墳時代）には現在の半島の中央部まで砂嘴が発達したと考えられている。半島北部では考古遺跡が確認されていないため、3本目の砂嘴は鎌倉期から室町期のあいだに発達したと考えられているが、時期の絞り込みはできていない。また、万葉集掲載の柿本人麻呂の歌「千早ぶる 有渡の渡りの早きせに逢すありとも後にわが妻」、三保村誌、複数の地図や絵図では三保半島が島として記録されており、島であった事実を確認するための調査が試みられている。

- 参考文献 石原武志、水野清秀（2016）駿河湾北部沿岸域における平野地下の浅部地質構造（海陸シームレス地質情報集，駿河湾北部沿岸域，海陸シームレス地質図 S-5）  
石原武志（2019）松原フォーラム報告書  
依田 美行、黒石 修、根元 謙次（2000）堆積シーケンスからみた三保半島及び半島沖大陸棚の形成（海洋調査技術第12巻 P2\_31-2\_47）  
岡崎颯太、北村晃寿（2020）静岡県三保半島の「瀬織戸の渡し」に関する地質学的調査（静岡大学地球科学研究報告第47号 P15 P-21）

##### 【松原のなりたち】

三保半島先端部のボーリング資料での花粉化石分析から、半島周辺の植生は、約8,000年前に暖温帯上部～冷温帯下部の中間温帯林から温暖湿潤化により暖帯針葉樹林へ変化したと推定されている。

クロマツは、約270万年前頃に出現したとされる日本の固有種である。葉の表皮や幹の樹皮が厚く、マツ属の中でも暑さや乾燥、飛砂に耐性があり、潮風や塩水への浸漬にもある程度耐えられる。古くから日本の海辺の住民は、潮害や飛砂から住居や田畑を守るためにクロマツを植林してきた。三保半島もその例外ではないと考えられる。「三保松原」の言葉が多くの人に詠まれるようになったのは鎌倉時代で、その後近世までの絵図や地図では、半島全体を覆うように繁茂するクロマツが描かれている。明治時代以降、徐々に農地が増え集落が広がり市街地化が進んでいった。現在、マツの群落はほぼ海岸線一帯に限られている。

静岡市の海沿いにはクロマツ林が断続的に分布し、西に隣接する焼津市、東に隣接する富士市にも続いている。

- 参考文献 石原武志（2019）松原フォーラム報告書  
Yamada T et al. (2014) Fossil records of subsection Pinus (genus Pinus, Pinaceae) from the Cenozoic in Japan. (Journal of Plant Research vol. 127, 193-208)

##### 【清見潟越しの三保の風景を詠んだ古い歌】

清見潟越しの三保を詠んだ歌としては、東海道を行き来する道中に実際の風景を見て詠んだものだけでなく、想像して詠んだものもあるとされている。

作品例	蘆原の 清見の崎の 三保の浦の ゆたけき見つつ 物思ひもなし	田口益人（奈良時代初期）
	清見潟 富士の煙や 消えぬらん 月影みがく 三保の浦浪	後鳥羽院（平安時代）
	清見潟 夜舟漕ぎ出でて 三保が崎 松の上行く 月を見るかな	中務卿宗尊親王（鎌倉時代）
	清見潟 磯山もとは 暮そめて 入日のこれる 三保の松原	藤原家隆（鎌倉時代）

##### 【室町時代に作られた能「羽衣」と富士見の名所】

能「羽衣」がいつ誰によって作曲されたかはわかっていないが、最古の上演記録は本願寺10世証如の天文日記にある天文5年（1536年）である。羽衣伝説や類似の天女伝説は全国各地に伝わるが、能「羽衣」の舞台は富士を望む三保松原で、この作品が富士見の名所としての三保松原の知名度を大幅

に上げたと考えられる。またこの頃に雪舟が描いたとされる「富士三保清見寺図」は、後代の富士山図に莫大な影響を与えた。



伝 雪舟等楊「富士三保清見寺図」(16世紀)永青文庫蔵

### 【江戸時代以降の富士参りの歌と浮世絵】

富士参りの歌とは、富士山へ訪れる道者の道中歌で、三重県伊勢志摩地方で数多く伝承されている。三保松原が登場する歌も複数あり、富士山を訪れる道者にとって三保松原は有名な立ち寄り先であったことがわかる。

府中のまちなて宿とりて 拝み申そや 今浅間 江尻通りて 清見寺 三保の松原 田子の浦  
(伊勢市二見町松下に残る歌)

### 浮世絵作品例



歌川広重「五十三次名所圖會 十九 江尻 田子の浦 三保の松原」安政元年(1855年)



歌川広重「東海道 十九 五十三次 江尻」嘉永4年(1851年)

## (2) 名勝指定以降

### 【小学校教科書での掲載、唱歌による認知の拡大】

能から歌舞伎、浄瑠璃や日本舞踊にも派生した「羽衣」は、大正から昭和にかけての尋常小学校の国語教科書や唱歌の題材となったことで、さらに全国的な認知が広がった。羽衣伝説は日本の文化を代表するものとして、オペラやバレエ音楽の題材にも取り上げられ海外でも上演されている。国内で小説や漫画、アニメの題材となることも多く、ここ 10 年では複数の吹奏楽作品のテーマにもなっており、唱歌や国語教科書に代わって子どもたちに三保松原の価値を伝えるツールとなっている。

掲載例 尋常小学国語読本巻 3（大正 7～昭和 7 年）「はごろも」

大正少年唱歌 3（大正 8 年）「羽衣」

作詞：葛原しげる 作曲：梁田貞（歌い出し：あれ天人は羽衣の）

新訂高等小學唱歌（第二學年）（昭和 10 年）「羽衣」

作詞：林柳波 作曲：橋本国彦（歌い出し：白いはまべの松原に）

### 【松葉の利用と自然の遷移】

マツは常緑樹であるが、古くなった葉が年間通じて落葉する。油分（松脂）が多く含まれよく燃える落ち松葉や落ち枝は、燃料として近隣住民の生活に利用されてきた。それによって、自然の遷移が妨げられ美しい松原が維持されてきた。しかし、昭和 40 年代以降、ガスや電気の普及により松葉を使う必要がなくなり、松葉の利用が減少し、松原の維持が難しくなっている。

## (3) 世界遺産登録以降

### 【来訪者の増加、保全の機運上昇とみほしるべ】

世界遺産登録前のイコモスからの除外勧告とその逆転登録は大きな話題となり、三保松原の来訪者数は急増した。松原での松葉かきや砂浜でのごみ拾いの活動も盛んになり、現在まで活動を継続している団体が多い。ガイダンス施設として平成 31 年（2019 年）に開館した静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」では、年間通じてボランティアを受け付けており、令和 5 年度（2023 年度）は 7,500 人以上が保全活動を実施した。

### 【松原の保全と再生】

世界遺産登録当時の喫緊の課題であったマツ材線虫病対策は、徹底した防除事業の実施により 5 年で微害化を達成した。この微害状態の維持に加え、危険木の対策、老齢大木の樹勢回復、失われた松原の再生などの事業を、確かな技術で継続していくため、令和元年（2019 年）に県市と民間企業が（一財）三保松原保全研究所を設立した。この研究所は、松原保全の事業を受託しながら、学識経験者と連携した体制を構築している。



羽衣の松（3 代目）

## 2-2 名勝指定の内容

### 【名勝指定の基準】

国の名勝は、文化財保護法第2条第4項「庭園、<sup>きょうりょう</sup>橋梁、<sup>きょうぞく</sup>峡谷、<sup>かいびん</sup>海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの」から同法第109条により文部科学大臣が指定するものである。

### 【大正11年の指定当時の指定基準】

大正11年（1922年）の三保松原の名勝指定は、天橋立、岡山後楽園、金沢兼六園など全国的に極めて著名な名勝と同時の、日本で初めての指定であった。当時の史蹟名勝天然記念物の保存要目（指定基準）は11あり（その後12が追加された）、三保松原は「九、松林アル砂丘、砂嘴ニシテ著名ナルモノ」として指定された。

内務省（大正10年、1921年）「史蹟名勝天然記念物保存要目解説 名勝之部」抜粋

#### 九 解説

砂丘は風のため砂の砂丘をなせるもの、砂嘴は砂丘の遠く海中に突出したるものにして本邦各地の海岸に発達しその数多し。これら砂丘及び砂嘴には風力強くして樹木の生育せざるところあるも松樹はよく生育して名勝の地少なからず。福井県気比ノ松原、静岡県沼津千本松原、兵庫県須磨明石、舞子、福岡県千代ノ松原、佐賀県虹ノ松原等は前者の著名なるものにして、日本三景の一なる京都府の天ノ橋立、静岡県の三保ノ松原等は後者の著名なるものとす。



### 【現在の名勝指定基準】

昭和25年（1950年）の文化財保護法施行後、新たな名勝指定基準が制定された。新たな基準では、「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文学的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」として11の基準が示されている。三保松原については3と8が適用となっている。

### 【史蹟名勝天然記念物標識等設置基準規則】

この規則の第1条に基づく標識を、大正12年（1923年）に3箇所を設置した。また、同規則第4条に基づく境界識が三保27-18（現在は名勝地外）に残る。

## 2-3 指定地域の変遷

名勝管理の経緯について下表に示す。

時期	できごと
大正 11 年 (1922 年) 11 月 7 日	市 (当時は三保村) が管理団体指定された。
昭和 35 年 (1960 年) 5 月 20 日	高度経済成長期の現状変更の増加に対し保護に万全を期すため、文化財保護委員長に「名勝三保松原管理計画書」を提出した。 ・指定区域を「強化地域」「準強化地域」「緩和地域」の 3 段階に分けて管理 ・神の道のマツ保護のための車両通行のとりやめや害虫駆除 ・周辺の旅館や店舗の規制、台風被害からの復旧作業、植樹計画、内浜の埋め立て、真崎水族館の建設 等
昭和 51 年 (1976 年) 4 月 14 日	開発と松くい虫被害拡大に対し適切な保存管理を行うため、文化庁、県教育委員会、市教育委員会の 3 者で「名勝三保松原管理計画書」を見直し設定した。 ・指定区域を「特別規制地区 (A 地区)」「第一種規制地区 (B 地区)」「第二種規制地区 (C 地区)」「第三種規制地区 (D 地区)」の 4 段階に再編、一部指定解除 (昭和 52 年告示) ・マツ材線虫病対策、防災対策、植樹、海岸保全等の松の保存管理
昭和 52 年 (1977 年) 4 月 1 日	文部省告示第 44 号にて、一部指定解除を告示。
昭和 55 年 (1980 年) 3 月 13 日	文化庁告示第 4 号にて、現状変更許可権限の県教育委員会への委任を告示。
昭和 55 年 (1980 年) 4 月 1 日	現状変更許可権限の県教育委員会への委任 (個別権限委任) 開始。
平成元年 (1989 年) 4 月 15 日	三保真崎周辺整備計画の策定に伴い、管理計画を改訂し「名勝三保松原保存管理計画書」として施行した。 ・指定区域を「特別規制 A 地区」「特別規制 B 地区」「第一種規制地区」「第二種規制地区」「第三種規制地区」の 5 段階に再編、一部指定解除、一部追加指定 (平成 2 年告示)
平成元年 (1989 年) 11 月 21 日	現状変更の取扱基準の解説や、植樹への協力について記載した名勝三保松原保存管理計画書解説を提出した。
平成 2 年 (1990 年) 3 月 29 日 8 月 29 日	文部省告示第 31 号にて、一部追加指定、一部指定解除を告示。 文化庁告示第 8 号にて、許可権限委任した地域の一部変更を告示。
平成 4 年 (1992 年) 10 月 29 日	管理計画書解説に松の伐採を認めるケースの説明を追加する改訂を行った。
平成 12 年 (2000 年) 11 月 27 日	地方分権一括法の施行にあわせた文化財保護法施行令の一部改正による現状変更にかかる権限の教育委員会への委譲にともない、管理のための計画 (名勝三保松原管理計画) を策定し、名勝三保松原に関する文化財保護法施行令第五条第 4 項第 1 号ヌ (現行の施行令ではヲ) の指定区域の申出をした。(平成 13 年告示)
平成 13 年 (2001 年) 4 月 3 日	文化庁告示第 9 号にて、名勝三保松原に関する文化財保護法施行令第五条第 4 校第 1 号ヌの指定区域を告示。
平成 23 年 (2011 年)	名勝三保松原保存管理計画を策定。

## 資料 第3章 名勝の本質的価値

### 3-2 本質的価値を構成する要素

#### ①三保松原の礎となる砂嘴

三保半島の内浜（西側）は砂嘴が3本に分岐していたが、明治時代から清水港の浚渫土の埋め立てが始まり、かつての分岐がわかりにくくなっている。外浜では今も砂の堆積が続いているが、その量は昭和30年代の安倍川河川敷からの砂の大量採取により激減し、昭和50年代後半から海岸侵食の被害を受けている。砂嘴を侵食から守るために、防潮堤や消波堤の建設や養浜等を行ってきた。

外浜では砂嘴の上の砂丘に形成された松原の伸びる方角に富士山があり、海・砂浜・松原・富士山の唯一無二の眺望を望める。

#### ②松原

白波寄せる砂浜に、豊かな松原が潮風に揺れ、その向こうに富士山を仰ぐ。松原の群生は遠距離景を構成し、羽衣の松周辺や神の道では、樹齢200年以上の老齢大木が近距離景で荘厳な雰囲気醸し出し、見る人を圧倒する。このように名勝及び世界文化遺産富士山の構成資産の無くてはならない要素となっているほか、防潮、防風、防砂を担う防災林としても、周辺の人々の暮らしにとって無くてはならないものである。

秋里籬島の東海道名所図会（1797年）によると、徳川義直東行記録では三保松原について「松原の下層植生としてチガヤ、ススキが生い茂り、ショウロが多くハマウツボもある」と記載されていたようだが、近隣住民の生活や製塩のために松葉かきが行われ、マツの生育に適した状態が維持されていたと推測される。他の松林と同様の手法で営林していたと考えられ、材木の販売記録が一部残っている。燃料としての松葉利用は昭和30年代まで行われていたが、昭和40年代以降、生活様式の変化から近隣の人々が松葉を必要としなくなると、松葉が根元にたまり腐葉土となって栄養価が高まり、マツ以外の植物の生育を制御できなくなった。昭和46年頃からはマツ材線虫病被害が激しくなり、昭和47年（1972年）から薬剤散布等の対策事業を開始した。

三保松原の中心部、羽衣の松のある羽衣公園（三保市有林）エリアには防潮堤がなく、自然の砂丘上に松原が群生している。斜面での砂の流出と砂浜からの飛砂のバランスにより、土壌の状況が変わることに留意しつつ、保全においては斜面では下層植生の根を敢えて残すなどの配慮が必要である。

参考文献 三保地区まちづくり推進委員会（1987）三保地区の歴史 そこが知りたい

#### ③砂浜

三保半島外海の海岸は径の大きな礫で構成され、そこから松原へ向かうにつれ、礫と砂が混合し、そして砂へと細くなる。（礫浜と表現されることもあるが、本計画では名勝地内の海浜部の浜地を砂浜と呼ぶ。）

砂浜のありようは一定ではなく、風や波でダイナミックな変化を繰り返しており、その環境に耐性のある海浜植物、海洋性昆虫が海浜特有の生態系を作っている。また、三保半島外浜は浅瀬が狭く急深になっていることもあり、近海で約450種もの魚類を見ることができ、潮の干満によって露出と水没を繰り返す潮間帯にも、ハゼなどの砂礫間隙性の魚類が多く生育しており、過去10年間で、三保で9種ものミミズハゼ属の新種が確認された。

このような海浜の生態系は、名勝三保松原の本質的価値として直接的には位置付けられていないが、特に砂を捕捉する役割や松原前面の緩衝地帯としての役割を担う海浜植物は、砂浜と松原の保全に必要不可欠であり、指標ともなるものである。近年は外来植物の侵入が目立ってきており、平成に入って新たに確認されたクズ、過去10年で新たに確認されたオオキンケイギク、過去5年で新たに確認されたナルトサワギク、ワルナスビなど、松原でも繁殖を急拡大しているものについて注視が必要である。外来種の侵入により、希少な在来種が絶滅の危機にあると考えられている一方で、ハマネナシカズラやハマボウなど、三保で絶滅したと考えられていた植物が再発見された事例もある。

侵食対策の工事の影響評価も含め、継続した調査・観察が必要である。

#### ④富士山の眺望

三保松原を訪れ富士山の眺望を楽しんだ最も古い記録としては、永享4年（1432年）9月の今川範政と足利義教（富士御覽日記）や文明5年（1473年）10月の連歌師宗長と歌僧正広（宗長手記、正広日記）のものがあり、どちらも清見潟から三保へ船で渡る際に富士山の眺望を楽しんだようである。弘治3年（1557年）2月14日には山科言継が今川義元とともに、能「羽衣」で有名な羽衣の松を見物し、その後三保から清見寺へ舟で渡り、言葉に言い表せないほどの美しい景色を楽しんだという（言継卿記）。その他にも、里村紹巴（富士見道記 1567年）、徳川頼宣（駿国雑誌 1610年）、徳川家康（駿清遺事 1613年）らの、三保を訪れた記録が残る。

江戸時代までは、三保半島の全域に松が生育していたことが絵図等からわかるが、現在は外浜の付け根から先端まで、及び、内浜の先端から貝島までの海岸に沿って松が残っている。かつては日本平方面から見下ろす構図で非常に多くの芸術作品が作られたが、現在は外浜の松原と砂浜が富士山の方角に向かって伸びる風景が、三保松原を代表するものとなっている。半島内部の開発により、自然景として三保松原と富士山を描こうとすると人工物が構図に入り込んでしまうようになったため、富士山の左側に松原を描く構図が主流になったという見方もある。古くからの視点場の中には、すでに三保松原をほとんど望むことができなくなっている場所もある。

なお、秋里籬島の東海道名所図会（寛政9年、1797）の松原と駿河湾の大海原越しに見る伊豆半島の風景が格調高雅に記した文章は、大正から昭和にかけての名所解説や観光案内文にも使用され、この風景も広く愛されていたことがわかる。

視点場はこれからも変化を続けていくと予測され、記録の継続と定期的な見直しが必要である。ここでは、名勝地外からの三保松原の眺望も掲載する。

- 参考文献 大竹実美、山本清龍、下村彰男（2017）絵画にみる三保松原と富士山との関係の変遷と現代の風景認識に関する研究（ランドスケープ研究 80 P569）  
静岡県県政資料（1921）静岡県史跡名勝誌  
清水市保勝会（1935）遊覧の清水



視点場位置図

【名勝地区内】

1. 真崎

三保半島の先端の真崎は、三保松原の中で最も富士山を大きく見ることができる。



和田英作「真崎からの富士」(1955) 静岡市所蔵



(2021.12.19)

2. 吹合岬

北東に突き出た岬で、興津の山から<sup>ほがさき</sup>波勝崎まで開けた眺望を楽しむことができる。



(2025.1.22)

3. 清水灯台

令和4年(2022年)に国の重要文化財に指定された灯台と富士山の眺望を楽しむことができる。



「清水燈台出鼻の海岸」 静岡県立中央図書館蔵



(2022.5.6)

(吹合岬は、明治時代は出鼻、大正から昭和の初めにかけては大鼻と呼ばれていた。)

#### 4. 鎌ヶ崎

富士山に向かって伸びる海岸線と松原、興津の山の眺望を楽しむことができる。



シズラ 清水の魅力 15 天女シズラ (2023)



(2022.11.25)

作品例：和田英作「朝陽富士」(1917)「松原富士」(1954)  
岡田三郎助「富士山(三保にて)」(1920)  
岡田紅陽「三保の浜」(1950)

#### 5. 羽衣の松・神の道周辺

樹齢 200 年以上の老齢大木が近距離景で荘厳な雰囲気醸し出し、見る人を圧倒する。



「羽衣の松」静岡県立中央図書館蔵



(2025.3.17)



「松のトンネルより御穂神社を望む」静岡県立中央図書館蔵



(2025.3.17)

作品例：春扇「羽衣」(1804-1818 頃)  
歌川広重「東海道五十三對 江尻」(1845)  
河鍋曉斎「東海道名所之内 三保松原」(1863)

## 6. 八木地先（海越しの富士）

現在の三保松原を代表する風景。1990年代以降の砂浜の減少に伴い消波ブロックを設置した後、海、砂浜、松原、富士山の構図を望むことができるようになった。



シズラ 清水の魅力 11 三保松原（青）



2019.12.31 撮影

作品例：さくらももこ「静岡市はいいねえ。」（2007）「まるちゃんの静岡音頭」（2013）  
「ちびまる子ちゃん 18巻（表紙）」（2019）  
松瀬千秋「3776 Matsubara と」（2014）「悠久の海辺」（2017）

## 7. 折戸

折戸の砂浜沿いの松原は林帯幅が狭いが、富士山方面には三保市有林（羽衣公園）があり、豊かな松原越しの富士山を望むことができる。



2025.1.5 撮影

## 8. 砂浜から望む伊豆半島

松原内あるいは砂浜から駿河湾越しに望む伊豆半島も、人工物の少ない海岸風景として貴重なものである。



2025.3.7 撮影

【名勝地区外】

9. 薩埵峠

峠から、広々とした駿河湾と松の生い茂る三保半島を見下ろすことができる。



(2025.3.10)

作品例：歌川貞秀「東海道薩陀峠之景」(1862)  
歌川貞秀「東海道沖津驛勝景」(1863)

10. 清見寺

かつては清見潟越しに松原を望むことができた。開発が進み、現在は建造物の隙間から松原が少し見えるのみである。



「公園山ヨリ三保松原ヲ臨ム」静岡県立中央図書館蔵



(2017.10.8 清見寺より)

作品例：歌川芳艶「東海道名所之内 清見寺」(1863)

11. 清水港

清水港の客船が停泊する岸壁や商業施設からも、港越しに三保松原を望むことができる。また、三保へ渡る水上バスからは、三保松原越しの富士山を望むことができる。



「三保松原ノ風光」静岡県立中央図書館蔵



(2015.2.27 水上バスより)

作品例：与謝蕪村「富嶽列松図」(1778-1783頃)

## 12. 日本平（鉄舟寺、龍華寺、久能山）

日本平夢テラス、展望回廊、吟望台、寺院等から富士山と清見寺方面と三保松原を見ることができる。ただし、三保松原前面に建造物が多いので、かつての風景とは差がある。



五姓田義松「富士」（1905）静岡県立美術館蔵

### 作品例

伝雪舟「富士三保清見寺図」（16世紀）

中安真康「富嶽図」（室町中期）

伝能阿弥「三保松原図」（15～16世紀）

狩野探幽「富士山図」（1667）

狩野常信「秋景富士三保清見寺図」（1699）

狩野山雪「富士三保松原図屏風」（17世紀）

狩野洞春「富士山図」（17～18世紀）

司馬江漢「駿河湾富士遠望図」（1799）

狩野伊川院栄信「富士三保清見寺図」（1810頃）

横山華山「富士三保清見寺図」（1819）

原在中「富士三保松原図」（1822）

狩野晴川院養信「富士三保松原図襖」（1820頃）

歌川広重「東海道五拾三次之内 江尻 三保遠望」（1833）

二代歌川豊国「名勝八景 三保落雁 駿州清見寺吉原當遠景」（1834）

歌川広重「六十余州名所図會 駿河 三保のまつ原」（1853）

歌川広重「五十三次名所圖會 十九 江尻 田子の浦 三保の松原」（1855）

歌川広重「富士三十六景 駿河三保之松原」（1858）

狩野董川中信「富士飛鶴図」（1859）

歌川国綱「東海道名所之内 久能山」（1863）

歌川芳晴・歌川重清「書畫五拾三驛 駿河 江尻 三保ノ松 羽衣ノ古事」（1872）



(2022.1.14)

月岡芳年「月百姿 きよみかた〜」（1886）

狩野永岳「富士三保松原図」（19世紀）

平井顕斎「望嶽図」（19世紀）

橋本雅邦「三保松原図」（1902）

下村観山「三保富士」（1919）

## 13. 駿河湾

駿河湾フェリーやクルーズ船から三保松原を望むことができる。



(2024.8.20 実習船「南十字」より撮影 東海大学海洋学部海洋理工学科)

作品例：葛飾北斎「富嶽三十六景 東海道江尻田子の浦略圖」（1830-1832）

## ⑤羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松

### (i) 羽衣の松と神社

#### ・羽衣の松

天人が羽衣を掛けた伝説の松で、現在 3 代目。初代の松は羽車磯田社とともに波打ち際に近い場所にあり、江戸時代中期に海中に沈んだとされる。羽車神社境内の 2 代目の羽衣の松は、樹勢の衰退により平成 22 年（2010 年）に代替わりし、平成 25 年（2013 年）に伐採、地上約 3m の幹が残る。

#### ・御穂神社

元慶 2 年（878 年）に従五位を授けられ、延長 5 年（927 年）成立の『延喜式』神名帳に記載される式内社で、駿河国において三宮の地位にあったと推測される。大己貴命（大国主、御穂津彦）と三穂津姫命（御穂津姫）の 2 柱を祭神とする。摂末社として、境内 9 社と羽衣の松横の羽車神社がある。現在の本殿は平成 24 年（2012 年）の再建で、市の有形文化財に指定されている。国指定重要文化財の太刀、市指定重要文化財の御簾を所有する他、羽衣伝説の「羽衣の裂」が古くから観光客にも愛されている。11 月 1 日に例祭、2 月 14 日夜に筒粥祭を行う。筒粥神事の際、海岸で迎えた神の宿った神籬を持って約 500m の松並木を通り境内に至ることから、この道を「神の道」と呼ぶ。境内は江戸時代より桜の名所として知られる。

建久年間（1190～1199 年）源頼朝による神馬の奉納、応安 3 年（1370 年）今川範国によるマツの伐採の禁止、天文 24 年（1555 年）今川義元による参拝、天正 5 年頃（1577 年頃）武田氏から太田神主への松原の安堵、天正 18 年（1590 年）豊臣秀吉による参詣、慶長 7 年（1602 年）徳川家康による朱印状の発行（三保・折戸・別符 3 カ村の 106 石（約 10.6ha））など、権力者たちに崇敬された歴史を持つ。このことが、大部分が神社の社領であった三保松原の維持に大きく寄与したと考えられる。

#### ・羽車神社

御穂神社の離宮で、「羽車」の名は三保の浦に降臨した神の乗り物に由来する。現在の社は昭和 31 年（1956 年）の再建。1 月 1 日に歳旦祭、10 月初旬に例祭を行う。

#### ・瀬織戸神社

1250 年前に創建されたという古い伝承を持ち、折戸地区の中心的な存在となっている。祭神は瀬織戸姫で、弁天さんとも呼ばれる。

### (ii) 能「羽衣」と舞楽「羽衣の舞」

#### ・能「羽衣」

室町時代の能楽作品で、羽衣を見つけた地元の漁師白龍がそれを天女に返すと、天女がお礼として東遊の駿河舞を舞い、宝を降らせながら月に帰っていく。春霞の砂浜、夕陽に映える富士山、十五夜の月などの風景描写が美しい。昭和 27 年（1952 年）の羽衣の碑除幕式の際に、羽衣の松前で上演され、その後昭和 58 年（1983 年）から平成 30 年（2018 年）まで毎年 10 月の三保羽衣薪能の中で上演された。令和 3 年（2021 年）以降はみほしるべ前広場に場所を移して上演されている。

#### ・舞楽「羽衣の舞」

御穂神社に古くから伝わっていた羽衣の舞は、昭和 15 年（1940 年）に作られた浦安の舞に取って代われ途絶えたが、昭和 55 年（1980 年）に東儀謙太郎らの指導と宮内庁楽部の協力により復活し、現在も地域の保存会が伝承している。



羽衣（謡 清水第五中学校）

参考文献 静岡県（1992）静岡県史資料編 6 中世 2

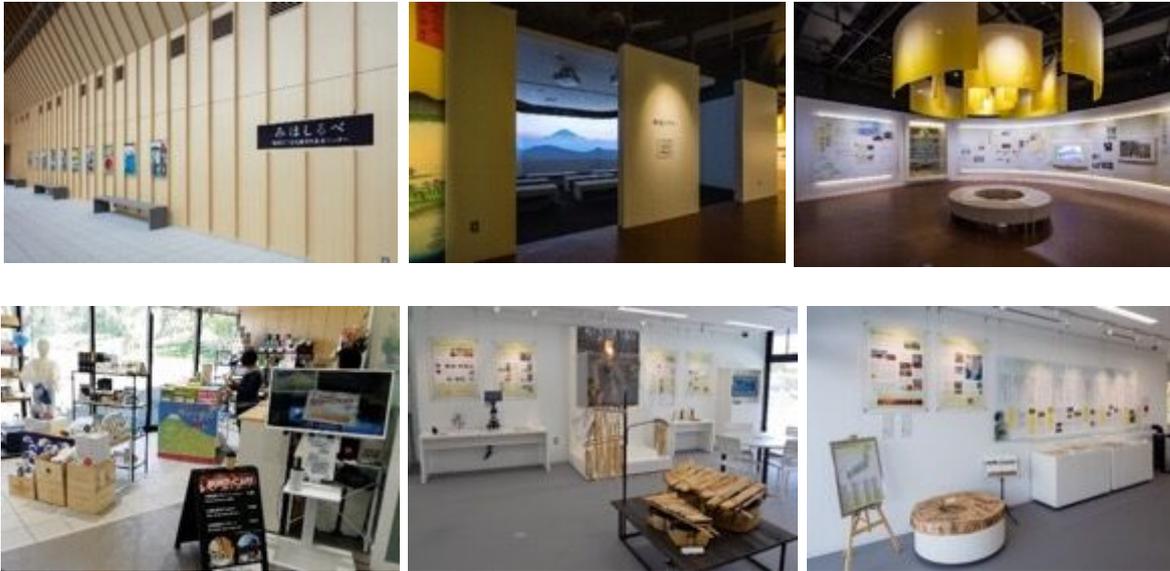


羽衣の舞

### 3-3 本質的価値の維持・継承に関わる要素

#### ⑥ガイダンス施設（静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」）

静岡市が文化庁の補助を受けて建設した、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建（高さ 8 m）延床面積 1,143.73 m<sup>2</sup> の施設。1 階には、三保松原の文化的背景を紹介する映像シアター、展示室のほか、観光案内ブース、ミュージアムショップがある。2 階には、松原の科学的側面を紹介する展示のほか、会議室、市民活動スペースがある。愛称の「みほしるべ」は、公募で寄せられた 907 件の中から決定した。三保を知る、道標の意味がある。



みほしるべのロゴマークは、八木地先（海越しの富士）からの砂浜、海、松原、富士山の眺望をデザインしたもの。

#### ⑦松原顕彰に係る石碑

##### ・羽衣天女詩碑

享和 3 年（1801 年）に、中島漁が撰文し当時駿府の町奉行だった牧野成傑（通称：<sup>しげなげ</sup> 轂負）が建立したとされる碑を、明治 44 年（1911 年）に当時の御穂神社の神職だった長澤雄楯が地域の有志数名と共に再建したもの。原碑の羽衣伝説に関する文章に加え、再建記も陰刻されている。

##### ・日本新三景の碑

雑誌「婦人世界」の読者投票により、三保松原が日本新三景に選ばれたことを記念し、大正 7 年（1918 年）に建設されたもの。揮毫は東郷平八郎による。この投票は創刊 10 周年を記念して実業之日本社が主催し、大正 4 年（1915 年）10 月から翌年 2 月にかけて行われ、三保松原は 136,931 票を獲得し首位で当選した。2 位の大沼公園（北海道）、3 位の耶馬溪（大分県）にも、同じデザインの石碑が建設された。

##### ・羽衣の碑

市民らが立ち上げた日仏羽衣の会協力会が、清水市の 30 万円と寄付金を受けて建立したもの。当時三保に住み創作活動を行っていた洋画家の和田英作が、清水市長の依頼を受け彫刻家の朝倉文夫に打診し、朝倉文夫の構想、地元清水の書家の高塚竹堂の揮毫、朝倉文夫の次女で彫刻家の朝倉響子のレリーフによる「羽衣の碑」が制作された。昭和 27 年（1952 年）11 月 1 日に除幕式が行われ、それに合わせてシテ梅若万三郎による能「羽衣」が上演された。碑にはエレーヌの夫マルセルの詩が刻まれているが、その日本語訳の石碑が、昭和 59 年（1984 年）の第 1 回羽衣まつりを記念して設置された。

・その他の主な碑

名前	設置年	所在地	設置者
羽衣伝説の碑	昭和 54 年 1979 年	三保 1287	清水羽衣ライオンズクラブ・台北市双園国際獅子会
羽衣歌碑	平成 3 年 1991 年	羽車神社	清水羽衣ライオンズクラブ・台北市双園国際獅子会・上越ライオンズクラブ
社殿再建の碑	昭和 31 年 1956 年		羽車神社再建委員会
羽衣の松石碑	平成 22 年 2010 年	三保 1527	中日本高速道路株式会社（寄贈）
世界遺産登録記念銘	平成 27 年 2015 年	羽衣公園	市文化財課
名勝鎌ヶ崎の碑	不詳		清水市
天女の池の由緒の碑	昭和 61 年 1986 年	三保 1337	羽衣メルヘンの会
山梨勝之進詩碑	昭和 62 年 1987 年	羽車神社	羽衣メルヘンの会
華表公園設置記念之碑	明治 43 年 1910 年	三保 1065-2	三保出身の在米移民 354 名と発起人 35 名による
田中孫七翁表功碑	大正 3 年 1914 年	御穂神社	田中智學、三保村長など 65 名による
忠魂碑	大正 11 年 1922 年		帝國在郷軍人会三保村分會
日華事変大東亜戦争戦没者芳名碑	昭和 40 年 1965 年		有志
南陵の碑	昭和 50 年 1975 年		静岡県立清水南高等学校同窓会
大谷崩 300 年事業記念碑	平成 18 年 2007 年	三保 2110-9 地先 清水三保 海浜公園	静岡市

・祠、墓、石仏等

名前	設置年	所在地	土地状況
恵比寿神社、鳥居	不詳	三保 1527	市有林、羽衣公園
稲荷神社、鳥居	不詳	三保 2476-1	民有地
石製祠	不詳	折戸三丁目 848-4	市道緑地帯
石製祠	不詳	三保 1262-1	市有林
石製祠	不詳	三保 1906-1 地先	堤
石製祠	不詳	三保 2222 付近	東海大学
地蔵	不詳	三保 1262-1	市有林、羽衣公園
童女墓	文化 3 年 1806 年	三保 1262-1	市有林、羽衣公園
長澤墓	昭和 15 年 1940 年	三保 1972	官有地

⑧海岸保全のための新堤

平成 25 年（2013 年）4 月に、富士山の世界文化遺産登録についての勧告で「消波堤が景観上望ましくない」とのイコモス（国際記念物会議）からの指摘があった。それを受けて、世界遺産登録後の 8 月から平成 27 年（2015 年）2 月にかけて三保松原白砂青松保全技術会議を開催し、景観と防護を両立する工法を検討した。その成果を継承し、今後実施する施設の設計や施工、モニタリングなどについて有識者が的確なフォローアップを実施する「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」が平成 27 年（2015 年）年 4 月に設置され、現在まで定期的に開催されている。

平成 31 年（2019 年）に 1 号新堤が完成し、1 号消波堤の撤去を進めている。2 号新堤についても建設を進めている。

侵食対策事業について（静岡県清水海岸ポータル）

<https://shimizukaigan.doboku.pref.shizuoka.jp/shiru/jigyougaiyou/>



景観改善事業開始前



新堤への置き換え後

### ⑨清水三保海浜公園

防潮堤の整備に伴い、静岡県環境影響調査及び静岡県環境審議会を経て整備した、自然景観や松原を生かした公園である。整備計画では「市民はもとより多くの来訪者が再度訪れたいくなるような名勝地の新たな自然的レクリエーションの創出」を目標とし、北側に三保松原本来の姿をイメージした「松原の丘」、南側は灯台の明光障害エリアで高木の植栽等ができないため「広場」を配した。また、この公園の独自性を出すものとしては、海浜植物の植栽や車椅子利用者が容易に富士山と海の眺望を楽しめる築山がある。平成 29 年（2017 年）から段階的に共用開始した。



### ⑩三保松原圃場

羽衣海岸線の道路整備に伴い、平成 29 年（2017 年）から民有地の公有地化を進め、圃場を整備し、令和 4 年（2022 年）に運用開始した。松原に植栽する苗を育てるための母樹園と苗畑がある。国立研究開発法人 森林研究・開発機構 森林総合研究所林木育種センターの林木遺伝子銀行 110 番事業により、2 代目羽衣の松及び 3 代目羽衣の松から採穂して作ったクローン苗等を、母樹としている。

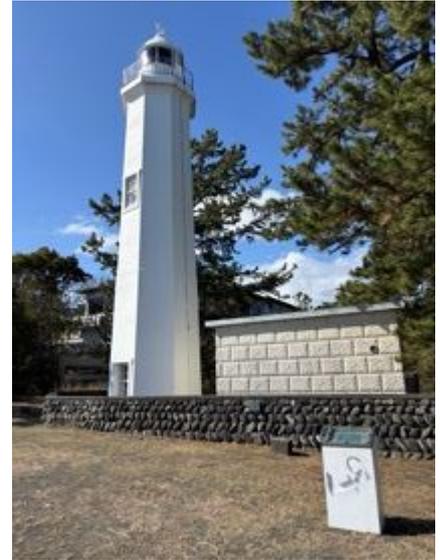
### 3-4 名勝地内の本質的価値以外の要素

各要素の補足説明を下記に示す。

#### ①清水灯台

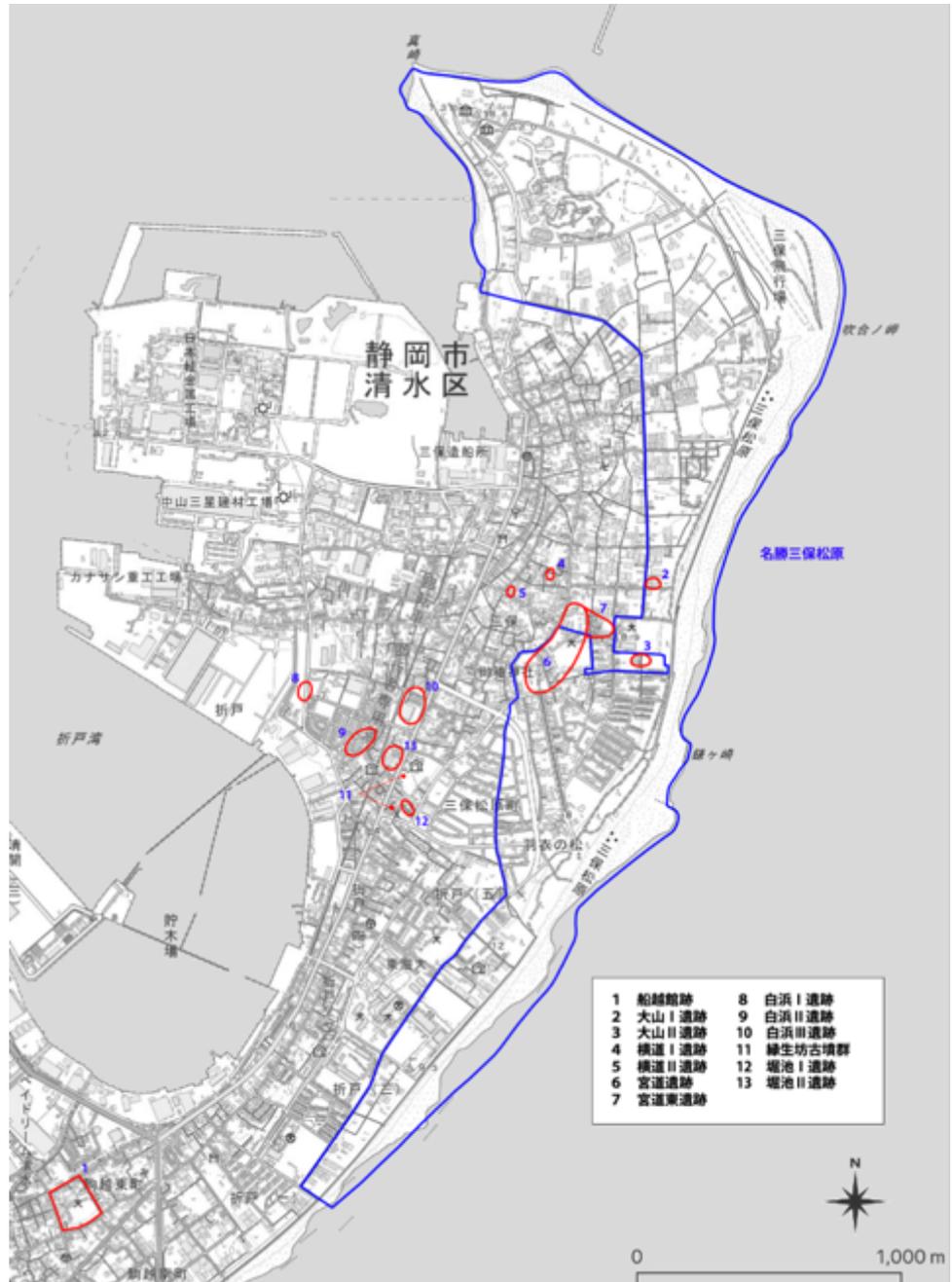
清水港整備の一環で明治 45 年（1912 年）に設置された。平成 6 年（1994 年）に無人化され、最後の灯台守石井源助の娘がデザインした天女の風見鶏が設置された。

平成 21 年（2009 年）に近代化産業遺産、平成 22 年（2010 年）に土木学会推奨遺産、平成 25 年（2013 年）に静岡市地域景観資源に指定された。通信省航路標識管理<sup>ていしんしょう</sup>所の設計施工による、日本初の鉄筋コンクリート造灯台であり、現存最古級の鉄筋コンクリート造建造物としても貴重である。また、その八角形の平面形状は、大正期以降の鉄筋コンクリート造灯台の一つの規範となり、歴史的に重要であるとして、令和 4 年（2022 年）9 月 20 日に国の重要文化財に指定された。重要文化財指定プレートの展示台には、風見鶏の天女がデザインされている。



#### ②宮道遺跡他

三保半島の最古の遺跡は古墳時代前期の白浜遺跡とされ、出土品から漁業を中心とした集落があったと考えられる。



### ⑬掩体壕

三保には、第二次世界大戦中の昭和19年（1944年）に置かれた清水海軍航空隊に関連する施設が一部残り、関係者により記念碑も建立されている。

・掩体壕7箇所（三保2475-1, 2651-7, 2903-7, 2903-9地先, 2939-2, 3117-3付近）

本土決戦に備えた小型特攻ボート「震洋」の基地、格納庫、待機壕として作られたもの。

・高射砲台1箇所（三保2388-6地先）  
・清水海軍航空隊の裏門門柱（三保2110-9）

戦争で国に接收される前に住宅として使われていたときのものとなる石垣の上に建つ。

・炊事場（三保1935）

約30棟あった航空隊の建造物のうち、1棟が残る。

・甲飛予科練之像記念碑（三保2110-9地先）

昭和63年（1988年）に、清水海軍航空隊所属第14, 15, 16期海軍甲種飛行予科練習生一同、清水海軍航空隊清空会関係者一同が、後世に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるために建立した。平成21年（2009年）に東海幼稚園敷地から浜地へ移設。



### ⑭海水浴場

三保海水浴場は大正10年（1921年）頃に伯梁、大正の2亭で始められ、昭和5年（1930年）のプール落成で本格的な海水浴場となり、様々な娯楽施設が併設され、日本のヴェネチアと謳われた。かつては真崎と内浜の2箇所に海水浴場を開設していたが、現在は内浜のみで開設している。また、内浜では年間通じてウインドサーフィンなどを楽しむ人がいる。

昭和45年（1970年）以降、東海大学社会教育センターの博物館やスポーツ施設の整備により多くの観光客が訪れ、マリンスポーツや漁業体験を含む教育旅行も多く受け入れてきた。令和2年（2020年）に東海大学三保研修館が宿泊受付を停止したが、令和3年（2021年）から、三保棧橋前の宿泊施設で教育旅行を受け入れるようになり、カヌーやサップ等のマリンスポーツを多くの子どもたちが体験している。



### ⑮飛行場

長さ500m、幅20mの滑走路のほか、誘導路と駐機場を擁し、施設の面積は約4haである。大正12年（1923年）の開設以来、富士山の眺望や周辺環境に配慮しながら、継続して利用されてきた。最も利用の多かった昭和50年代には、水難事故防止パトロールや赤十字飛行隊の飛行訓練で年間1,200回程度の使用があった。

### ⑯観光バス駐車場

平成25年（2013年）6月の世界遺産登録前後から急増した羽衣の松を訪れる観光バスの神の道の通行が、老齡マツに対し枝倒れや根への負担など悪影響を及ぼすことが懸念されたため、市は現在の交流館横（現三保松原町39-7）に観光バス駐車場を新設した。平成26年（2014年）4月29日から神の道へのバス進入の抑制を開始、10月には現在のみほしるべ前広場にあったバス駐車場を閉鎖した。観光バス客の徒歩移動距離が長くなり、立ち寄り時の所要時間が増加することから、当初は観光業者からの反発も多かったが、徐々にマツの保全への理解が進んだ。また、平成31年（2019年）に三保松原町7-11付近に徒歩移動距離短縮のためのバス乗降場を新設した。マツのための神の道進入の抑制と、神の道を歩行して楽しむことを、継続して促している。

## 資料 第 4 章 現状と課題

名勝三保松原では、平成 20 年（2008 年）に設置した名勝三保松原保全育成連絡協議会が、地域の意見や要望を行政に届ける場となっていた。また、平成 25 年（2013 年）の世界遺産登録前後からは、羽衣公園の整備、ガイダンス施設の整備、保全活用計画の策定、三保宮方の丘公園の整備、御穂神社門前の道整備、そしてこの保存活用計画の策定にあたり、自治会やボランティア団体の関係者等が参加するワークショップを開催してきた。それらで寄せられた意見、課題と取り組み状況、対応する個別事業を下表に示す。

### 【名勝全域 / 保全 / 松原】

※年は全て西暦、年度

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松原保全事業の方針決定の体制づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原保全実行委員会での松原保全方針決定（2020～2022）</li> <li>・ （一財）三保松原保全研究所を中心とした体制による松原保全方針決定（2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原の松林保全技術支援事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マツ材線虫病対策の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入による防除の継続（1971～）</li> <li>・ マツ材線虫病被害 1 本/ha 未満の微害化状態の維持（2017～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マツ材線虫病対策事業（県有林以外・県有林）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保由来のマツ苗でのマツの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圃場の運用（2021～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原保全再生化事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私有林、市有林、県有林、国有地が入り組んでいる松原のマツの所在、所有者を明らかにし、保全活用しやすくする。</li> <li>・ 土地所有者による、マツ管理責任（マツの管理ルール、マナー）の理解促進。</li> <li>・ 民有地マツの管理の費用負担制度。</li> <li>・ 所有者と使用者が異なる土地のマツの管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マツ生育状況調査、所有者調査（2013～2015）</li> <li>・ 土地データベース（内部用）作成（2015）</li> <li>・ 松林管理アプリ「三保まつしらべ」運用（2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原総合調整事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原全域の保全活動を統括する仕組みづくり。ニーズに応じた保全活動のサポート。</li> <li>・ 保全活動における高齢化、後継者不足対策としての、若者や学生、企業、子育て世代などへの新規参加の促進。</li> <li>・ 活動状況の把握が困難で、活動エリアに偏りがある。必要とされている活動（需要）と実施した活動（供給）のリアルタイムでの見える化。</li> <li>・ 他の松原に倣った、いつでも誰でも保全活動できる環境（保全活動に使う道具を松原内に常設）づくり。</li> <li>・ 自治会防災倉庫等の合鍵を作り、いつでも誰でも保全活動できる環境づくり。</li> <li>・ 民有地でボランティアが活動できる体制づくり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会等による保全活動の継続</li> <li>・ みほしるべでの、年中無休のボランティア受付、活動エリア調整、道具貸出、ボランティア保険加入、ゴミ回収手続き、参加者数集計（2019～）ボランティア証明書発行（2021～）</li> <li>・ みほしるべからのボランティア情報発信（公式サイトイベントカレンダー、みほしるべ SNS、ここからネット、デジタルサイネージ）（2019～）</li> <li>・ みほしるべ市民活動スペースでの情報共有（2020～）</li> <li>・ 学生向け研究アワード（2018～2019）</li> <li>・ 親子向け保全講座（2020～）</li> <li>・ 学校や民間企業からの、活動に用いる物品の寄附受け入れ（2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原保全活動支援事業</li> </ul>

【名勝全域 / 保全 / 砂浜】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂浜の雑木や外来植物の駆除</li> <li>・ 養浜（台風での高潮・侵食が不安なので消波ブロックの増設を希望。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸侵食対策事業（1989～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水海岸保全事業</li> <li>・ 侵食対策事業</li> </ul>

【名勝全域 / 保全 / 富士山への眺望】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消波ブロックから新堤への置き換えによる富士山への景観改善</li> <li>・ 景観改善事業の認知度向上</li> <li>・ 砂浜の不法投棄ゴミの撤去</li> <li>・ 砂浜の流木の撤去</li> <li>・ 工事と観光の両立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観改善事業（2013～）、1号新堤の完成（2018）、2号新堤の設置（2024～）</li> <li>・ 内浜での、県清水港管理局と三保内浜コンソーシアムが連携した、不法投棄ゴミや雑木、外来種駆除（2024～）</li> <li>・ 県土木事務所が管理する外浜での、不法投棄ゴミの撤去や雑木等の駆除については、今後地域と連携して取り組む予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水海岸（三保地区）の景観改善</li> </ul>



養浜工事



1号新堤



浜地に放置されている物



富士山の眺望と浜地の草

【名勝全域 / 保全 / 羽衣伝説につながる御穂神社、神の道、羽衣の松】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に名勝の核心に近い場所での、景観形成の方針から逸脱した奇抜な色彩の建物や看板の抑制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観計画重点地区への指定 (2019)</li> <li>・静岡市景観計画の改訂 (2020)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保半島景観形成事業</li> </ul>

【名勝全域 / 活用 / 情報発信】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原の魅力の発信、それによる転入者の増加</li> <li>・松原保全情報の共有</li> <li>・行政から企業への協力要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会、出前講座の実施 (2013～)</li> <li>・写真コンテストの開催 (民間 2019、市 2023)</li> <li>・みほしるべの運営 (2018～)</li> <li>・三保松原公式 HP の運用 (2018～)</li> <li>・みほしるべ公式 SNS (X, Facebook, YouTube) の運用 (2020～)</li> <li>・訴求力のある清水エスパルスや清水区広報キャラクターシズラと連携した情報発信 (2019～)</li> <li>・他の構成資産、世界文化遺産、日本遺産構成要素、観光スポット、名勝松原と連携した情報発信 (2021～)</li> <li>・活動団体からの情報発信</li> <li>・地域企業との連携 (2019～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原保全啓発事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の三保松原に対する関心向上、郷土愛の醸成。</li> <li>・近隣の子どもたちへの、砂浜や松原を訪れる機会、海の危険性や安全に遊ぶ方法を学ぶ機会の提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水五中での能「羽衣」の学習 (1999～)</li> <li>・清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、東海大学附属静岡翔洋小中高等学校、清水南中高等学校での松原保全や魅力発信の取り組み</li> <li>・キャンドルナイト (民間 2013～2019、2023)</li> <li>・工作体験や子ども向けの保全イベント (市・民間 2019～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原キャンドルナイト「あかりともるよる」</li> </ul>



エスパルスと連携した保全イベント

【名勝全域 / 活用 / 誘客】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客への、名勝の価値の理解と保全活動への参加促進（グリーンツーリズムの推進）</li> <li>・松原を活かした保全活動以外のアクティビティの発掘</li> <li>・松以外の観光コンテンツの発掘</li> <li>・民間観光施設の状況把握（観光業組織の不存在）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動モニターツアーの実施（2019, 2020）</li> <li>・教育旅行、社員旅行の保全活動の受け入れ（2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原保全活動支援事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・おもてなしのための観光トイレの美化。</li> <li>・観光ゴミの持ち帰りの徹底。</li> <li>・焚き火や給餌等の迷惑行為の禁止の徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光トイレ等の新設・改修：観光バス駐車場（2014）、真崎・鎌ヶ崎（2014）、みほしるべ（2018）、五中裏（2019）</li> <li>・観光トイレ等の撤去：清水灯台（2016）、羽衣（2018）、八木自転車道（2022）</li> <li>・観光ゴミ持ち帰ろう掲示（2019）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保半島観光トイレ維持管理事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい眺望地案内（看板を設置できない場所での案内）</li> <li>・案内の多言語化、デジタル化（将来的には、実体のある看板はすべて撤去し、情報はバーチャルで提供）</li> <li>・三保棧橋での多言語案内</li> <li>・古い看板の更新、撤去、管理者の明示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語看板の更新・新設（2019）</li> <li>・多言語音声ガイドの運用（民間 2017～、市 2019～）</li> <li>・羽衣の松、羽衣の碑多言語看板の仮設（2020～）</li> <li>・みほしるべ周辺マップの公開・配布（2020～）、多言語化（2024）</li> <li>・歌碑の更新（民間 2018）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保半島観光施設維持管理事業</li> <li>・三保松原文化創造センター管理運営事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅から三保松原までの公共交通機関アクセスの改善</li> <li>・三保松原と他の観光地とのアクセス改善</li> <li>・未利用駐車場の活用、ツアーバスとの連携</li> <li>・半島全域での FreeWiFi の整備</li> <li>・眺望を楽しみながら飲食できる場所の整備</li> <li>・自転車道の草刈り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原・日本平間の乗合タクシー実証実験（2023）</li> <li>・三保半島マップの公開・配布（2016～）、お買い物マップの配布、周遊キャンペーンの実施（民間 2020）</li> <li>・シェアサイクルの運用（2020～）</li> <li>・観光バス乗降場の設置（2019）、バス停の新設（2020）</li> <li>・みほしるべ（掲示、HP、SNS）での散策ルート紹介（2019～）</li> <li>・みほしるべ周辺回遊イベントの実施（2020～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原回遊性向上策事業</li> <li>・静岡市シェアサイクル事業パルクル</li> <li>・清水海岸保全事業</li> <li>・道路維持管理事業</li> </ul>



所管未定で  
柵が隠れるほど草が繁茂する自転車道

【名勝全域 / 活用 / 地域の文化継承】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
・羽衣の舞の継承	・小中学生が担う舞人、大人が担う楽人を確保し、神事やイベントでの上演を継続 ・寄付金等により楽器や衣装を更新 ・外部講師による講座開催（2019 市主催）記録映像等の活用	・羽衣の舞保存会
・おもてなしのための観光ガイド養成。	・ボランティア団体によるツアーガイド（2013～） ・ガイド向け講座（民間 2014-2016,市 2018-2019, 民間 2024） ・ガイド支援システム運用（2019～）	・観光ボランティア養成支援事業 ・三保松原保全活動支援事業

【名勝全域 / 活用 / 名勝地内の資源利用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
・保全活動で回収した松葉や間伐材等の活用 ・火災予防のための、堆積松葉を迅速に回収・活用する体制づくり（特に神の道） ・市有林で松葉を活用する際の申請手続きの簡略化と利用ルールの計画への掲載 ・松露の人工栽培やモビリティサービスなど、地域の産業・収益を生む仕組みづくり ・三保松原の歴史文化を活かした芸術イベントの実施	・松葉茶、松葉うどん、マツ突板製品、アロマミスト、松葉飴、松葉風呂、松葉の紙製品、着火剤への加工販売（民間 2012～） ・炙り焼き、クリスマス装飾等への利用（民間 2019～） ・みほしるべでの、松葉ペレットストーブの常設展示、ペレタイザーの体験展示（イベント時・事前予約時）（2018～） ・三保松原オリジナルグッズの企画・販売（民間・市 2018～） ・三保松原の歴史文化にちなんだ芸術イベント（民間 2013～）	・三保松原保全活動支援事業

【名勝全域 / 運営・体制】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
・みほしるべでの展示やインターネットだけでなく、紙媒体の配布による行政からの情報発信 ・地域や行政とつながりのない関係者からの意見収集	・名勝三保松原保全育成連絡協議会の、三保松原保全活用連絡会への再編（2024）	・三保松原総合調整事業



松を活かした商品

【真崎内浜エリア / 保全】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砂浜（自転車道含む）の不法投棄ゴミ、雑木や雑草の撤去による、かつての風景の復元</li> <li>・ 不足しているボランティアの補充</li> <li>・ 保全の拠点の新設または防災倉庫の共用</li> <li>・ 防潮堤上の東海自然歩道の維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内浜での、県清水港管理局と三保内浜コンソーシアムが連携した、不法投棄ゴミや雑木、外来種駆除（2023～）</li> <li>・ 真崎海水浴場での定期的な海岸清掃ボランティア（民間 2013～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水海岸保全事業</li> </ul>

【真崎内浜エリア / 活用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保松原であることの案内板表記</li> <li>・ 真崎内浜エリアの三保松原としての価値や戦争の歴史・遺産の保存・発信と学校教育への活用</li> <li>・ 三保一小の校歌に謳われる真崎灯台（2016 年廃止）の歴史の発信</li> <li>・ 名勝標識の、立ち入り可能な場所への移設</li> <li>・ 路線バス、水上バスの本数増加、案内の多言語化</li> <li>・ 内浜のリゾート地活用、マリンスポーツと海水浴の安全な両立</li> <li>・ 真崎のビーチエントリーできるダイビングスポットとしてのアピール</li> <li>・ マツカサウオの観光コンテンツ化</li> <li>・ 釣り堀、潮干狩り、地引網、キャンプ、プール等のニーズへの対応</li> <li>・ 東海自然歩道の活用（ウォーキングイベント等の開催）</li> <li>・ 旧文化ランド駐車場の活用</li> <li>・ 三保半島のゲームを作りたい</li> <li>・ 外灯及び人通りの少なさによる犯罪に対する不安感への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保棧橋周辺の整備（民間 2022～）</li> <li>・ 教育旅行の受け入れ（民間 2021～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保真崎グラウンドゴルフ場管理運営事業</li> <li>・ 三保内浜海水浴場維持管理事業</li> </ul>



浜地のポート



内浜での砂浜と海を活かしたイベント

【吹合岬エリア / 保全】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水三保海浜公園の公園愛護会の設立、地元住民用花壇の活用</li> <li>・ イベント開催時以外の日常的な公園利用者の増加、賑わい創出</li> <li>・ 農地及び周辺道路のマツの管理（管理責任の周知）</li> <li>・ 産業廃棄物への対応</li> <li>・ 養浜工事と海浜植生の両立</li> <li>・ 希少な海浜植物（ハマボウ）の保護</li> <li>・ 急増する外来種（セイタカアワダチソウ、オオブタクサ、ダンチク、テッポウユリ等）やクズやイタドリなど三保の外から侵入した植物への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水三保海浜公園内及び周辺道路の定期的な松葉かき、草取り、植栽整備ボランティア（民間 2011～）</li> <li>・ 清水三保海浜公園の共用（2016～）</li> <li>・ 清水灯台の重要文化財指定、一般公開（2023～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園・緑地帯管理事業</li> <li>・ 道路維持管理事業</li> </ul>

【吹合岬エリア / 活用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飛行場を活用したイベントの開催</li> <li>・ 清水灯台周辺の景観復元</li> <li>・ 地域住民による清水灯台の利活用</li> <li>・ 保全の拠点の新設または防災倉庫の共用</li> <li>・ 観光拠点の新設</li> <li>・ 国有浜地・堤・国有地の竹林雑木除去・草刈りによる散策可能な環境づくり</li> <li>・ 認知度の低い眺望地（サイクリング・灯台）の周知</li> <li>・ 戦争の歴史・遺産の保存・発信</li> <li>・ 外灯と人通りの少なさによる犯罪に対する不安感への対応</li> <li>・ 未利用農地の学校教育への活用</li> <li>・ 農地と松を活かしたアクティビティ（ジップラインアスレチックや収穫体験等）の整備</li> <li>・ 三保半島の農業の魅力発信、ステークホルダーの協働による農業と観光の両立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保海浜マラソン（民間 2022～）</li> <li>・ 三保飛行場利活用計画（2024～）</li> <li>・ 吹合岬北側での定期的な海岸清掃ボランティア（民間 2013～）</li> <li>・ 清水三保海浜公園内及び周辺道路の定期的な松葉かき、草取り、植栽整備ボランティア（民間 2011～）</li> <li>・ 清水灯台の特別公開（国・市 2023～）</li> <li>・ みほしるべ郷土史年表での三保の農業の歴史掲載（2018～）</li> <li>・ みほしるべでの三保の農産物販売（民間 2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保飛行場利活用事業</li> </ul>



清水三保海浜公園での保全活動



清水灯台の一般公開

【大山エリア / 保全】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有林でのマツ材線虫病防除の徹底</li> <li>・ 林帯幅の狭い県有林の保安林機能の強化</li> <li>・ 国有地、脱落地、堤の雑木（竹林）の管理、下刈</li> <li>・ 国有地（財務省）、脱落地（官有第三種等）、法定外公共物（堤）の土地の位置関係及び所管が不明</li> <li>・ 防潮堤外側（海岸保全区域）で大きく成長したマツの管理</li> <li>・ 海浜植生の復元</li> <li>・ 外来植物等（オオキンケイギク、ナルトサワギク、ケシ）の駆除</li> <li>・ 高潮による越波被害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬剤散布（1971～）</li> <li>・ 県有林敷地 1.02ha 内の植樹、除伐の実施</li> <li>・ 県有林敷地 1.02ha 内の下刈年 2 回、松葉かき年 1 回の実施</li> <li>・ 県有林隣接堤の草刈（20～）</li> <li>・ 大型土嚢による嵩上げ（県 2022）</li> <li>・ 地元自治会による一斉清掃（2007～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水県有防災林 マツ材線虫病対策事業</li> <li>・ 清水県有防災林 県単治山事業</li> <li>・ 侵食対策事業</li> <li>・ 清水海岸（三保地区）の景観改善</li> </ul>



国有地（竹林）と脱落地



特定外来生物オオキンケイギクの群生

【大山エリア / 活用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車道の美化</li> <li>・ 清水五中に隣接する松原（東海財務局管理）の教育活用の継続</li> <li>・ 都市計画道路の復活による松原へのアクセス改善</li> <li>・ トラックが走る砂浜の観光バスルート化</li> <li>・ 眺望の良さの周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シニアクラブへの清掃依頼（2004 以前～）</li> <li>・ みほしるべ（掲示、HP、YouTube）でのサイクリングルート紹介（2019～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三保半島観光施設維持管理事業</li> <li>・ 道路維持管理事業</li> </ul>

【羽衣エリア / 保全】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消波ブロックの撤去</li> <li>・海浜植物（ハマゴウ、ハマネナシカズラ、ハマボウフウ、コウボウムギ、ハマヒルガオ、ケカモノハシ、ハマエンドウ、ツルナ等）の群落の維持</li> <li>・外来植物等（ナルトサワギク、オオキンケイギク、クズ、ワルナスビ等）の駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸保全施設への指定（2023）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清水海岸保全事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有林東側の除伐</li> <li>・市有林西側の間伐</li> <li>・在来植物（カワラナデシコ、テリハノイバラ、トベラ、スマレ）の群落の維持</li> <li>・外来植物や園芸種（シンテッポウユリ、ケシ）の駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下刈</li> <li>・市有林東側の除伐（2016, 2019）</li> <li>・市有林西側の間伐（2018）</li> <li>・企業による保全協力事業（2023～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保市有林松原再生事業（下刈、間伐）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣の松周辺の来訪者増加による土壌の締め固まり（地中での固結層の形成）</li> <li>・老齢大木の腐朽やシロアリの食害</li> <li>・マツを保護する立ち入り禁止エリアでの保全活動</li> <li>・立ち入り禁止による雑草の繁茂（景観悪化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣の松周辺の老齢大木の保護のための通行ルート制限（2020～）</li> <li>・フローに基づく樹木診断（2017～）</li> <li>・地元企業と連携した年間通じての草取り（2022～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保市有林・神の道リスク軽減事業（老齢大木樹勢回復、危険木対策）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・神の道の老齢大木の生育環境改善</li> <li>・宮方地区住民が一世帯あたり年に約 2 回参加する月 2 回の神の道清掃の、負担平準化（参加住民の居住エリア拡張）</li> <li>・神の道清掃への当番以外のボランティア参加受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木道整備（2008～）</li> <li>・自治会への神の道清掃依頼、松葉の回収（2004 以前～）</li> <li>・神の道への大型車進入制限（2013～）</li> <li>・倒伏対策、腐朽対策、危険枝除去（2017～）</li> <li>・フローに基づく樹木診断（2017～）</li> <li>・危険木予防伐倒（2015～）</li> <li>・代替マツ植栽（2020）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保半島観光施設維持管理事業</li> <li>・三保市有林・神の道リスク軽減事業（老齢大木樹勢回復、危険木対策）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マツの生育環境改善のための異種樹木駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異株樹木伐採（2015～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地帯管理事業</li> </ul>

【羽衣エリア / 活用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原の価値を伝える施設の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みほしるべの開館（2018～）</li> <li>・三保松原の価値や魅力、保全の大切さを年中無休で発信（2018～）</li> <li>・クラウドファンディングを活かした三保松原の魅力の発信（民間 2020, 2021）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保松原文化創造センター管理運営事業</li> <li>・羽衣ルネッサンス構想の提言と天のはごろもプロジェクト</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣まつりの継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣の松前よりみほしるべ前へ会場を移動（2021～）</li> <li>・伯梁行列（～2017）</li> <li>・薪能の観劇補助（2021～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣まつり開催事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・繁忙期の神の道渋滞による、近隣住民生活への支障</li> <li>・大晦日から元旦にかけての住宅街での大量の違法駐車による、近隣住民生活への支障</li> <li>・観光客に対する、羽衣公園駐車場やみほしるべ臨時駐車場のわかりやすい案内</li> <li>・交差点名称の改善（「三保松原入口」から「羽衣の松入口」へ）によるわかりやすい案内</li> <li>・定点外国語ガイドの整備（タクシートラブル対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みほしるべ（チラシ配布、HP、YouTube）での駐車場案内（2019～）</li> <li>・旧文化ランド駐車場からのシャトルバス送迎（民間 2024～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園・緑地帯管理事業（羽衣、羽衣脇、天人森、羽衣東、清水三保海浜公園、宮方の丘、緑地帯等の除草）</li> <li>・三保半島観光施設維持管理事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣公園内の遊歩道整備</li> <li>・砂に埋もれない遊歩道・側溝、崩れない舗装の設計の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・崩れた遊歩道の修繕（2014～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保半島観光施設維持管理事業</li> </ul>

【折戸エリア / 保全】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣海岸線植栽帯の美化</li> <li>・草丈の高い緑地帯へのゴミ投棄対策</li> <li>・保全の拠点の新設または防災倉庫の共用</li> <li>・植樹マツの見守り・維持管理の体制が必要</li> <li>・近隣の学校による美化活動、モデルガーデン</li> <li>・海浜植生の復元</li> <li>・外来植物等（オオキンケイギク、ランタナ）の駆除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例年 5 月に海岸清掃を実施</li> <li>・大学ゼミでの植栽管理（民間 2024～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保羽衣海岸緑地整備事業</li> <li>・公園・緑地帯管理事業</li> </ul>

【折戸エリア / 活用】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客による幹線道路渋滞の解消</li> <li>・観光客の狭隘道路進入の抑制</li> <li>・観光客への一時停止の明示</li> <li>・三保二小南側の老齢大木（名勝地外）による交通支障への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 150 号線から東海大学静岡キャンパス部分までの羽衣海岸線開通予定（2025）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・羽衣海岸線整備事業</li> </ul>

【名勝地外】

過去 10 年の課題・要望	2024 年時点での取り組み状況	関連する事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保街道からの富士山の眺望を阻害する電線電柱の撤去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・折戸 3 工区～三保 1 工区の横断線撤去（2015）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三保街道の景観向上事業及び街路事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本平からの富士山、三保松原、清見寺の眺望の維持</li> </ul>		



羽衣海岸線沿いの緑地帯



三保街道と電線



羽衣海岸線



折戸地区海岸一斉清掃

## 資料 第 6 章 保全

### 6-2 保全の方法

#### 【1. 現状変更等に係る行為の分類】

「現状」とは文化財の指定時点のありようであり、その文化財の価値の存在する部分に直接的かつ物理的に変更を加えることを「現状変更」と呼ぶ。許可を受けて実施した現状変更が終了すると、それが現状となる。また、現状を変更せずとも将来的に文化財の保存に著しく影響するような行為を「保存に影響を及ぼす行為」と呼び、この2つを合わせて「現状変更等」と呼ぶ。

文化財に対する行為は下表のように分類できる。

分類	内容	根拠
認められない行為	・文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為	文化財保護法 第 196 条
申請が必要な行為	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法 第 125 条
届出が必要な行為	・滅失、き損、亡失、盗取の事実を知った ・維持のための復旧	文化財保護法 第 118 条 (第 33 条) 第 127 条
申請が不要な行為	・維持の措置（原状復旧、き損・滅失の拡大防止のための応急措置、き損・衰亡・復旧不可能による除去） ・非常災害のために必要な応急措置 ・保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	文化財保護法 第 125 条

#### 【2. 認められない行為】

名勝三保松原での、文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為とは、本質的価値を構成する要素を許可なく変更する下記のような行為である。

- ・マツの伐採等、松原を滅失する行為
- ・砂浜の掘削等、地形を変更する行為
- ・眺望を阻害する行為

近年は、名勝を汚し眺望を阻害する、下記のような行為も含まれる。

- ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立
- ・地面直置きソーラーパネルの設置

#### 【3. 申請が必要な行為】

文化財保護法第 125 条で「現状変更等をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない」とあり、現状変更等を実施する際は、着工前に文化庁長官から現状変更許可を受ける必要がある。名勝三保松原での、申請が必要な現状変更等の行為としては、下記のような行為がある。

- ・建築物の設置、除却
- ・工作物の設置、除却
- ・地形の変更
- ・樹木の植栽、伐採
- ・試料採取

ただし、文化財保護法施行令第 5 条 第 4 項 第 1 号により

- ・現状変更のうち、「重大な現状変更」以外のもの
- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、「保存に重大な影響を及ぼす行為」以外のもの

は静岡市長が文化庁長官の権限に属する事務を行うこととされているため、市長が許否を判断する。

文化庁長官の権限に属する事務のうち、当該市教育委員会が行うこととされているものについて、文化財保護法施行令第5条第4項第1号とイからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準を一部抜粋・加筆したものを下表に示す。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号	許可の事務の処理基準
イ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物とは、階数が2以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120 m<sup>2</sup>以下のもの。</li> <li>・建築物とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるもので、屋根と壁があり内部に人が立ち入ることができるもの。</li> <li>・建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるもの。</li> </ul>
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築であつて、都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝三保松原には第一種低層住居専用地域がある。</li> </ul>
ハ 工作物の設置若しくは改修又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物とは、小規模建築物に付随する門、生け垣、塀、既設道路に設置する電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な観測・測定機器、木道など、独立して役割を果たすもの。</li> <li>・道路には、公道のほか農道等も含む。</li> </ul>
ニ 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に必要な施設とは、名勝標識、境界標、説明板、柵などであり、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の基準に合致する必要がある。</li> </ul>
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱、電線には通信柱、通信線等を含む。</li> <li>・その他これらに類する工作物には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。</li> </ul>
ヘ 建築物等の除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築後50年を経過した歴史的建造物のうち一定の評価を得たものは、文化財として登録できる可能性があるため、市が除却を許可できる対象は設置の日から50年を経過していない建築物のみ。</li> </ul>
ト 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採には、幹を切ることのほか、枝を切断して除去することも含む。</li> <li>・倒木や落枝によって人身または建物に危害が及ぶ危険性の高い場合の、危険防止のための必要な、最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。</li> <li>・文化財保護法第80条第1項ただし書きの維持の措置である場合は、許可を要しない。</li> </ul>
チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調査、クローン苗作成のための採穂、成分や常在菌調査のための松葉の採取、海洋プラスチックゴミ調査のための砂の採取など、現状を適切に把握するためのサンプル採取で、マツの生育や採取地の生態系に影響を及ぼさない小規模なものをいう。</li> </ul>
(リ、ヌ、ルは天然記念物に関する記載のため略)	
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域における現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝三保松原は全域が指定区域となっているが、文化財の価値を維持していく上で重大な影響を及ぼすものは除く。</li> </ul>

※なお、現状変更を申請できる者は、土地所有者または土地所有者の承諾を得た者である。

文化庁長官の許可を受ける必要のある現状変更の主な具体例

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突堤、離岸堤、防潮堤、消波堤、ヘッドランドの設置、除却</li> <li>・養浜工事</li> <li>・監視カメラの設置、除却</li> <li>・幹の腐朽率が50%を超える等、倒伏の可能性が高い危険マツの予防伐倒</li> <li>・支柱、ワイヤー、柵の設置、除却</li> <li>・腐朽対策</li> </ul>
	活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や防災等に係る公共施設の設置、除却</li> </ul>
保全地区	開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な施設の設置</li> <li>・築50年以上の建築物の除却</li> </ul>

申請：文化庁長官の許可を受ける場合、市文化財課（三保松原文化創造センターみほしるべ）に申請書と進達依頼を提出する。市は副申を添えて文化庁に提出する。申請前に現状変更の内容と保全への影響を把握し、円滑に処理を進めるため、事前協議を奨励する。

許可：申請から許可までは概ね2ヶ月を要する。許可は文化庁から市に送付され、市が申請者に対し、原則みほしるべ窓口にて交付する。

変更：現状変更の内容を変更する場合は、当初許可通知の写しを添えて計画変更書（工事期間変更のみの場合は期間変更届）と進達依頼を提出する。

終了：現状変更の実施後は、概ね30日以内に終了届と進達依頼を提出する。

静岡市長が許可権限を持つ現状変更の主な具体例

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に係る施設（侵食対策事業の仮設事務所、仮設道路等）で、設置期間が1年以内のもの</li> <li>・保全に係る施設等の簡易な修繕</li> <li>・保全のための研究調査に係る測定機器の仮設（1日以上のもの）</li> </ul>
	活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用に係る施設等の簡易な修繕</li> <li>・工作物（記念碑、案内板等）の設置、修繕、撤去</li> <li>・活用のためのイベント等に係る工作物の仮設（1日以上のもの）</li> </ul>
保全地区	開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、外観の変更を伴う改修</li> <li>・建築物の除却（設置から50年を経過していないもの）</li> <li>・看板、標識、門扉、舗装等の工作物の設置と除却</li> <li>・生活、産業に支障を与える松の伐採</li> </ul>

申請：市長の許可を受ける場合、市文化財課（三保松原文化創造センターみほしるべ）に申請書を提出する。申請前に現状変更の内容と保全への影響を把握し、円滑に処理を進めるため、事前協議を奨励する。

許可：申請から許可までは概ね2週間を要する。許可は原則みほしるべ窓口にて交付する。

変更：現状変更の工事期間を変更する場合は、当初許可通知の写しを添えて期間変更届を提出する。届出から承認までは概ね2週間を要する。現状変更の内容を変更する場合は、再度申請手続きを行う。

終了：現状変更の実施後は、概ね30日以内に終了届を提出する。

※国の機関が現状変更をするときは、内容や規模の大小に関わらず、文化庁長官に対して同意の協議を行う。

#### 【4. 届出が必要な行為の具体例】

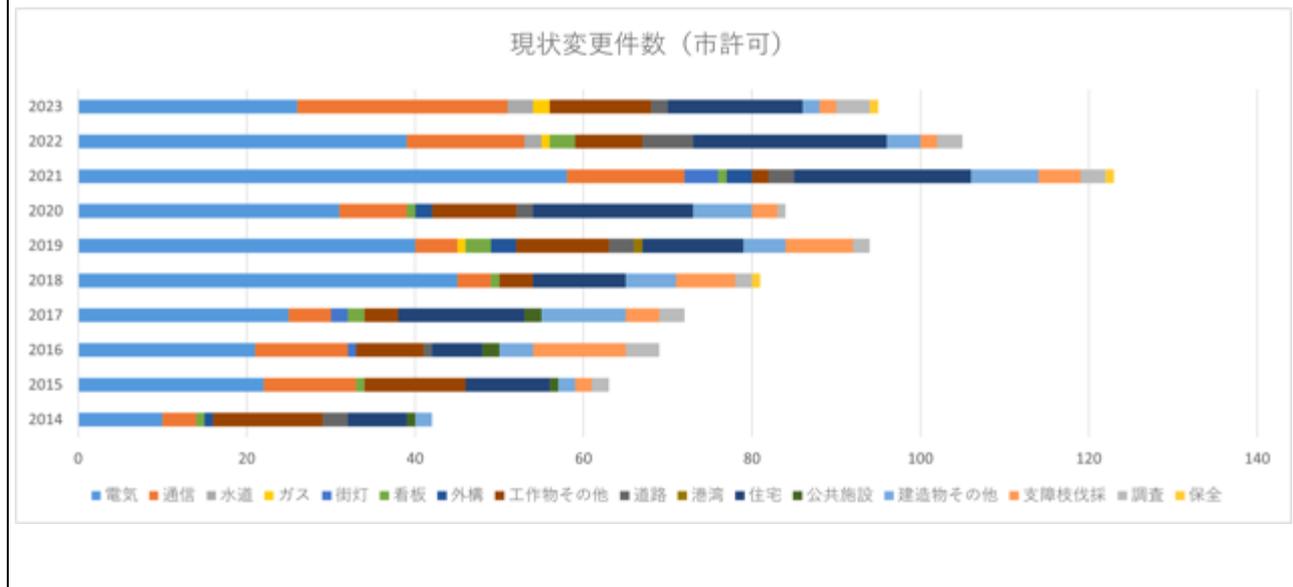
名勝の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときには、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条に基づき、名勝の管理団体である市文化財課がその事実を知った日から10日以内に、き損届を文化庁長官へ提出する。

名勝三保松原の維持のために復旧を行うときは、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則に基づき、市文化財課へ着手30日前までに、復旧届と進達依頼を提出する。復旧が終わった時には、概ね30日以内に終了の報告をする。ただし、現状変更等の許可を受けて復旧を行うときは、復旧の届出を要しない。

分類	具体例
き損届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マツの倒伏</li> <li>・ マツの盗伐被害</li> <li>・ 数日以内に倒伏し人命や人家に関わる重大な事故につながる恐れがあるマツの、緊急伐倒</li> </ul>
復旧届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ き損した本質的価値を構成する要素（神社社殿等）を復旧する修繕</li> </ul>

#### コラム 名勝三保松原での現状変更許可申請の件数は？

近年は年間100件前後の許可申請がある。保全地区には住宅が多いため、新築や除却及び電線や通信線の工事が8割以上を占める。



【5. 申請が不要な行為の具体例】

名勝三保松原で想定される申請が不要な行為の具体例を下表に示す。

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<p>【維持の措置：原状復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物（動物、流木、海藻等）、ゴミの除去</li> <li>・外来植物の駆除</li> <li>・所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行うマツの補植</li> </ul> <p>【維持の措置：き損・滅失の拡大防止のための応急措置】</p> <p>所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り、蔓や蔦の除去</li> <li>・堆積松葉除去、小規模な土壌ほぐし</li> <li>・病虫害防除（薬剤散布、樹幹注入）</li> <li>・高潮等で松原の砂が扶<small>たす</small>られマツの根が露出した際の砂の補充</li> <li>・幼木の除伐</li> <li>・異種樹木の伐採</li> <li>・樹木診断、モニタリング</li> <li>・マツ材線虫病調査等のための試料採取のうち小規模なもの</li> </ul> <p>【維持の措置：き損・衰亡・復旧不可能による除去】</p> <p>所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害防除（伐倒駆除）</li> <li>・枯れ枝、折れ枝、下枝の除去</li> </ul>
保全地区	活用整備	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（日常的管理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垣根のマツ、自然発芽した実生マツ、庭木のマツ、栽培目的のマツの、剪定、移植、伐採</li> </ul>
	開発	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（日常的管理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物等の日常的な補修、清掃、外見の変更を伴わない修繕、破損時の応急措置等（同系色での塗替、同材での取替含む）</li> <li>・作庭、耕作、収穫</li> <li>・農業に関わる簡易な工作物の設置と除却、小規模な客土</li> </ul>
共通	イベント	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（原状復旧するもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テント等の仮設</li> </ul> <p>※ただし、1日以上にわたる場合は現状変更許可申請を要する</p>
	非常災害	<p>【非常災害のために必要な応急措置（原状復旧するもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢、案内板の設置</li> <li>・緊急車両仮設道の設置</li> <li>・堆積土砂、漂着物、倒伏木竹の除去</li> <li>・き損又は焼失した建物や工作物等の撤去及び整地</li> <li>・撤去物の仮置き、き損焼失建物の撤去整地</li> </ul> <p>※ただし、1年以上にわたる場合は現状変更許可申請を要する</p>

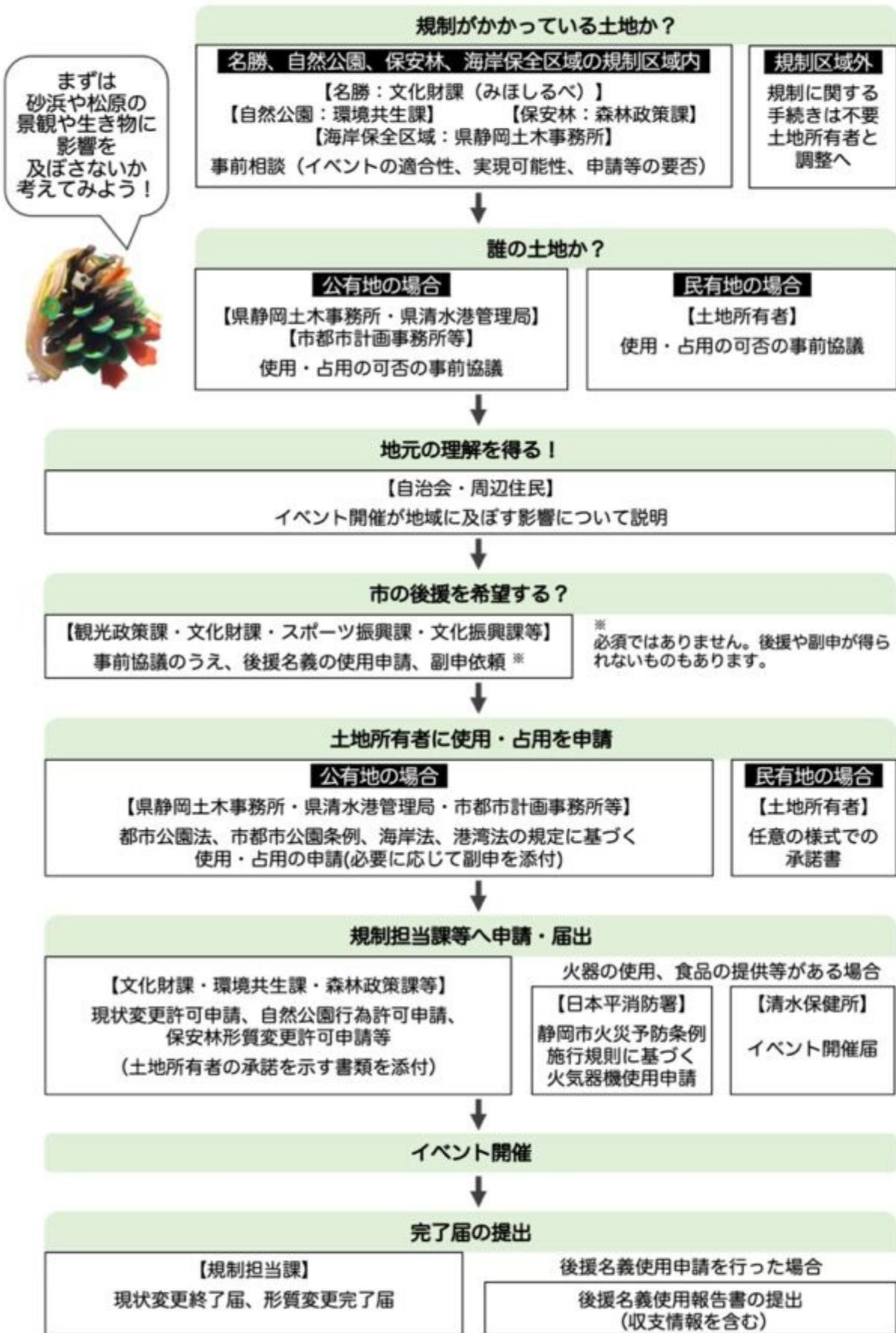
【6. 現状変更等のフローチャート】

名勝三保松原の現状変更等の手続き

<b>【文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為】</b> 文化財保護法第196条		
(例) ・マツの伐採等、松原を滅失する行為 ・眺望を阻害する行為 ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。	該当	▶ 認められない行為
<b>【現状変更】 【保存に影響を及ぼす行為】</b> 文化財保護法第125条		
(例) <b>特別保護地区</b> ・突堤、離岸堤、防潮堤、消波堤、ヘッドランドの設置、除却、養浜工事 ・監視カメラの設置、除却 ・幹の腐朽率が50%を超える等、倒伏の可能性が高い危険マツの予防伐倒 ・支柱、ワイヤー、柵の設置・除却、腐朽対策 ・公園や防災等に係る公共施設の設置、除却 <b>保全地区</b> ・大規模な施設の新設 ・築50年以上の建築物の除却	該当	申請 ▶ 文化庁長官
(例) <b>特別保護地区</b> ・保全に係る施設で、設置期間が1年以内のもの ・保全に係る施設等の簡易な修繕 ・保全のための研究調査に係る測定機器の仮設（1日以上のもの） ・活用に係る施設等の簡易な修繕 ・工作物（記念碑、案内板等）の設置、修繕、撤去 ・活用のためのイベント等に係る工作物の仮設（1日以上のもの） <b>保全地区</b> ・建築物の新築、増築、外観の変更を伴う改修 ・建築物の除却（設置から50年を経過していないもの） ・看板、標識、門扉、舗装等の工作物の設置と除却 ・生活、産業に支障を与える松の伐採	該当	申請 ▶ 静岡市長
<b>【き損】 【維持のための復旧】</b> 文化財保護法第118条、第127条		
(例) ・マツの倒伏、盗伐被害等のき損 ・き損した本質的価値を構成する要素（神社社殿等）を復旧する修繕	該当	届出 ▶ 静岡市長
<b>【維持の措置】 【非常災害のために必要な応急措置】</b> <b>【保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの】</b> 文化財保護法第125条		
(例) <b>特別保護地区</b> ・原状復旧 ゴミの除去、外来植物の駆除 ・き損・滅失の拡大防止のための応急措置 草刈り、葛や蒿の除去、病虫害防除（薬剤散布、樹幹注入）、除伐 ・き損・衰亡・復旧不可能による除去 病虫害防除（伐倒駆除）、枯れ枝等の除去 <b>保全地区</b> ・日常的管理 庭木の松等の剪定、移植、伐採 建築物等の日常的な補修、外見の変更を伴わない修繕、破損時の応急措置等 作庭、耕作、収穫、農業に関わる簡易な工作物の設置と除却 <b>共通</b> ・原状復旧する、影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為 1日以内のテント等の仮設 ・原状復旧する、非常災害のために必要な応急措置 土壌や案内板の設置、毀損又は焼失した建物や工作物等の撤去及び整地 ※必要な場合は所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う	該当	▶ 申請・届出は不要

【7. イベント開催に必要な手続き】

三保松原でのイベント等開催時の手続きの流れ



まずは  
砂浜や松原の  
景観や生き物に  
影響を  
及ぼさないか  
考えてみよう！



## 資料 第 8 章 整備

### 8-2 整備の方法

これまで行ってきた整備の実績を以下に示す。

#### (1) 保全のための整備

##### 【総合調整】

市文化財課がマツ林管理アプリ「三保まつしらべ」を令和元年（2019年）から運用している。アプリをスマートフォンにダウンロードすることで、誰でもマツの情報閲覧や異常通報ができる。

三保まつしらべ <https://miho-no-matsubara.jp/archives/1672>

##### 【マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入）】

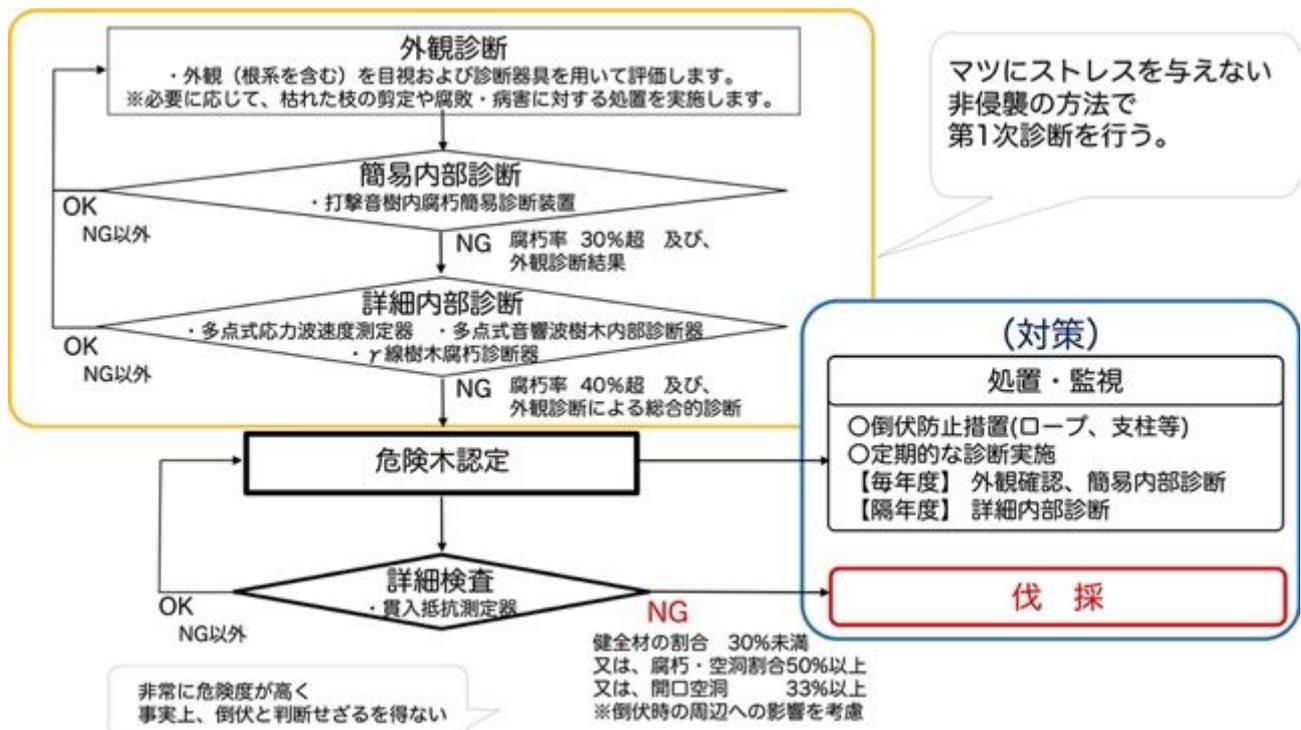
市文化財課（平成 27 年度までは治山林道課）が三保全域（県有林については県中部農林事務所森林整備課）の防除事業を実施している。伐倒駆除は年間通じて、薬剤散布は 5、6 月の 2 回、樹幹注入は 2 月に実施している。

マツ材線虫病のメカニズム、対策手法と被害の概況については、付録に記載。

- ・ 薬剤散布の薬剤はアセタミプリド（平成 23 年（2011 年）から平成 29 年（2017 年）まではチアクロプリド）を使用。
- ・ 薬剤散布の散布方法は、ドローン（平成 30 年（2018 年）まではラジコンヘリ）、スパウター、動力噴霧器を利用。
- ・ 樹幹注入の薬剤は酒石酸モランテル液剤を使用。

##### 【危険木対策（危険枝除去、倒伏対策、支柱・ワイヤー設置）】

市文化財課が、羽衣の松周辺・神の道の老齢大木マツの状態を定期的に調査しながら、倒伏や落枝の予防措置を実施している。平成 29 年度（2017 年度）以降は、樹木診断フローに沿って調査を行っている。（予防伐倒や道路への枝の越境については、市清水道路整備課と連携）



樹木診断フロー 平成 30 年（2018 年）7 月 25 日第 9 回三保松原保全実行委員会資料より

#### 【老齢大木長寿命化（病虫害対策、踏圧対策、腐朽対策）】

市文化財課（平成 27 年度（2015 年度）までの羽衣の松の管理は観光政策課）が、羽衣の松周辺・神の道の老齢大木マツの状態を定期的に調査しながら対策を行っている。ハダニ・シンクイムシ・葉ふるい病対策は 4～9 月に複数回薬剤散布を実施している。踏圧対策として、2 月に土壌ほぐしを実施している。

#### 【森林管理（下刈、草取り、松葉かき、つる除去、土砂流出対策）】

市有林、公園、県有林、国有農地、一部の堤で、各所管の行政が地域やボランティアと連携して環境整備を実施している。

#### 【密度管理】

市文化財課が市有林、公園で、県中部農林事務所森林整備課が県有林で、必要に応じて除伐、間伐、補植を実施している。

#### 【次世代マツ育成】

市文化財課が、平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて約 5,000m<sup>2</sup> を公有地化し、令和 3 年度（2021 年度）に圃場を整備、令和 4 年度（2022 年度）から運営し、マツ苗の生産を行っている。

#### 【保全活動の支援】

市文化財課が、保全活動の支援として、静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」で年中無休で道具の貸し出し、活動のサポート、市民活動スペースの運用等を実施している。

#### 【侵食対策】

県静岡土木事務所が例年 10～15 万 m<sup>3</sup> 前後のサンドバイパス・サンドリサイクル工事を実施している。

昭和 50 年（1975 年）以降、安倍川河口東の大浜海岸で海岸侵食が激しくなり、それが急激に久能海岸、駒越海岸、そして三保半島に及んできた。海岸侵食の原因は、安倍川上流の山地崩壊を防ぐための砂防ダムの整備や昭和 30 年代の河口付近の河床礫の採取により、運ばれる土砂が減少したためと考えられる。平成元年（1989 年）以降、海岸侵食の進行を止めるべく、静岡県が消波ブロックの設置や侵食の激しい箇所への砂の搬入などの養浜工事を継続して行っている。

#### 【景観改善（消波堤から突堤等への置き換え）】

平成 26 年度（2014 年度）の三保松原白砂青松保全技術会議 最終報告書の提出を受けて、県河川企画課、県土木事務所が景観改善事業を進め、これまでに 1 号新堤の建設、1 号消波堤の一部撤去が完了している。

#### 【眺望確保（草刈り、ゴミの撤去）】

エリアマネジメント事業者やボランティアが一部の砂浜で草刈りを実施している。漂着ごみの多い場所ではボランティアが定期的に海岸清掃を実施し、市収集業務課がボランティアごみを回収している。

#### 【案内板等のデザインの統一、簡素化、デジタル化】

観光施設としての周辺案内看板（7 ヶ所）、遊歩道案内看板（6 ヶ所）、羽衣の松案内看板をし観光政策課が、東海自然歩道案内標識（8 ヶ所）を県観光政策課が維持管理するほか、津波注意、保安林、自然公園、海岸愛護や歴史文化に関する看板を県、自治会、まちづくり推進委員会、NPO 等が維持管理する。市文化財課や市清水道路整備課による来訪者対策としての看板は、可動式のものを使用している。市文化財課及び民間事業者が、一部のエリアで音声ガイドを運用している。

#### 【風致景観に配慮したまちづくり】

市景観まちづくり課が世界遺産登録をきっかけに、三保半島のまち並みをより良い景観にし、魅力的なまち並みとしていくための「三保半島景観形成ガイドライン」を平成 26 年度（2014 年度）に策

定した。これをもとに、令和元年度（2019年度）に「重点地区景観計画（三保地区）」を策定し、地区内での建築物等の新築には、景観法第16条に基づく事前の届出が必要となっている。

**【保全情報の共有】**

第9章運営体制の整備に記載。

**(2) 活用のための整備**

**【名勝の価値を周知啓発する発信】**

- ・市文化財課、県河川企画課、複数のボランティア団体が三保松原に特化したウェブサイトを運営している。また、市文化財課はじめ、多くの団体が SNS を利用した情報発信を行っている。三保松原の価値や保全の大切さを知るための企画展（令和元年度以降 24 回）、講演会（年 1 回程度）、イベント出展（年 1 回程度）、出前講座（年 1～10 回程度）は、みほしるべの開館後市文化財課がかなりの頻度で行うようになったが、県や NPO も講座等を行っている。
- ・来訪を促すことに特化した発信としては、市文化財課が広域道路案内マップや遠方の新聞等への広告掲載を行っている。市観光政策課、市清水みなと振興課、市文化財課（期間限定）等は、視察ツアーも行っている。
- ・他の文化財、世界遺産等と連携したスタンプラリーや SNS での情報発信も行い、相乗効果を図っている。

三保松原旅手帳 	みほしるべ館内案内等 	三保松原音声ガイド 	三保まつしらべ 
松原保全ハンドブック 	みほしるべ周辺お散歩マップ 	三保半島ぐるり旅 	みほしるべクイズシート 

三保松原公式 HP : <https://miho-no-matsubara.jp>

みほしるべ公式 X : <https://x.com/mihoshirube>

みほしるべ公式 Facebook : <https://www.facebook.com/mihoshirube/>

みほしるべ公式 YouTube : <https://www.youtube.com/channel/UCBgnvGdt1X19T1nGV9W5ISg>

情報掲載サイト等

静岡市公式 HP（市広報課） <https://www.city.shizuoka.lg.jp/index.html>

静岡市文化財課 Instagram（市文化財課） [https://www.instagram.com/shizuokacity\\_bunkazai/](https://www.instagram.com/shizuokacity_bunkazai/)

しぜんたんけんてちょう（市環境共生課） <https://www.shizutan.jp>

しずおか東海道まちあるき（市観光政策課） <https://shizuoka.tokaido-guide.jp>

ここからネット（市市民自治推進課） <https://kokokara-net.jp>

ちゃむしずおか（市子ども未来課） <https://shizuoka-city.mamafre.jp>

まなぼっと（県総合教育センター） <https://www.manabi.pref.shizuoka.jp>

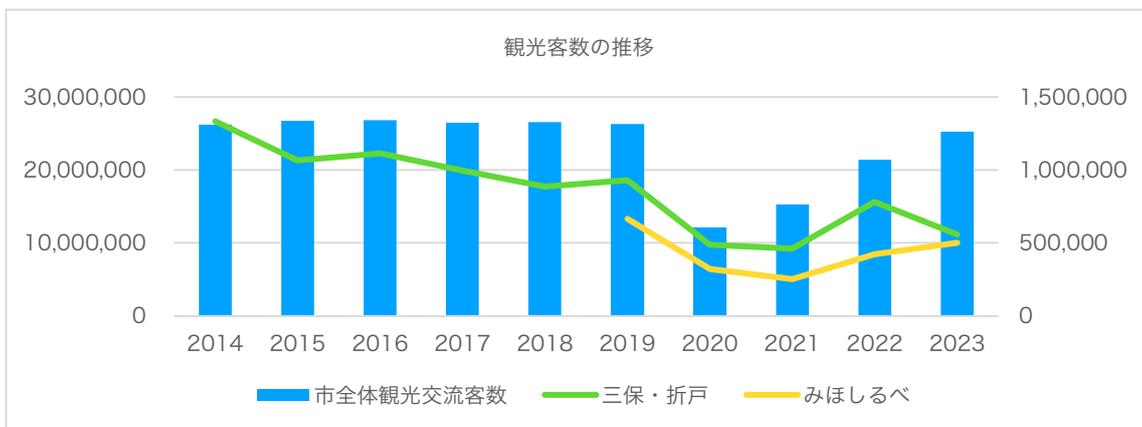
Google ビジネス（Google）

アットエス（静岡新聞 SBS） <https://www.at-s.com>

いこーよ（アクトインディ） <https://iko-yo.net>

## 【誘客】

- ・市清水道路整備課が道路渋滞緩和のための羽衣海岸線整備事業を進めている。
- ・令和 2 年（2020 年）に路線バスのバス停「世界遺産三保松原」を新設した。
- ・来訪者の多いエリアでは、保全のための整備の一環で危険木対策を行っている。
- ・世界遺産登録後、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけてトイレ 4 ヶ所のリニューアル、遊歩道の修繕、案内看板の更新、ガイダンス施設（みほしるべ）整備を実施した。
- ・平成 25 年（2013 年）3 月に静岡県観光自転車ネットワーク協議会によるレンタサイクル事業が、令和 2 年（2020 年）6 月に市によるシェアサイクル事業「PULCLE（パルクル）」が始まり、三保半島内にも複数のレンタサイクル貸出施設、シェアサイクルポートを設置した。
- ・市県だけでなく民間事業者も、保全やワークショップの体験プログラムを提供している。
- ・三保松原の風景を活かした土産物のほか、みほしるべ開館後は施設のロゴを活かした土産物も多く販売している。
- ・するが企画観光局が三保半島に特化した観光案内冊子を継続して制作・配布している。市文化財課は、令和 2 年（2020 年）以降継続して、ガイダンス施設周辺の散策マップや保全啓発冊子を制作・更新・配布している。



## 【地域文化の継承】

- ・御穂神社、羽車神社それぞれの氏子総代会が神事等を継続している。
- ・羽衣の舞保存会は、楽器を演奏する楽人を担う大人約 10 名、舞を舞う舞人を担う小中学生約 10 名で活動している。御穂神社での例大祭や筒粥祭だけでなく、自治会や行政のイベントに招かれることもあり、年間 10 回程度の上演機会がある。過去 10 年で舞人九寸帯 4 本更新、太鼓の台座修繕、太鼓の皮の張替を、地元企業の支援を受けながら実施している。
- ・三保・折戸地区を校区とする静岡市立清水第五中学校では総合的な探求の時間で能「羽衣」を題材に地域文化を学び、郷土愛を育む取り組みを全校で実践している。卒業生で能楽師の佐野登の指導により能「羽衣」の謡と舞を学び、羽衣まつりでは市民参加によるしずおか・三保羽衣謡隊とともに成果発表をしている。
- ・ガイダンス施設みほしるべでは、クルーズ船の清水港入港に合わせてボランティアによる通訳サポートや日本文化体験を行っている。

## 【名勝地内の資源活用】

- ・市文化財課が、ガイダンス施設みほしるべで郷土史を伝えつつ、眺望スポットや社寺、碑、重要文化財等を案内する散策マップの配布、音声ガイドの運用を行っている。
- ・三保松原の松葉を活用して保全に活かしたい、という取り組みは静岡県立静岡農業高等学校松葉研究班から始まり、平成 24 年（2012 年）以降現在まで、複数の製品を開発・販売している。保全活動と松葉入りの製品の製造・販売を一体で行う民間事業者も生まれ、様々な商品を展開している。葉の他に、線虫で枯れたマツの幹を使った突板ノートなども製造販売された。
- ・みほしるべの開館以降、体験学習や教育旅行での施設見学や保全体験、企業の CSR 事業としての保全活動を市文化財課や民間団体が多く受け入れている。

・市文化財課が、平成 30, 31 年度（2018, 2019 年度）に、松原の保全活用に関わる研究を奨励するための松原研究アワードを実施した。その後も、近隣の大学による三保松原での研究成果展示や、小中学校の取り組み紹介を、みほしるべで実施している。

(4) 防災・防犯

【暴風】

・台風や大雨の際に倒木することがある。幹や根株が腐朽や食害を受けていたことによる折れがしばしば見られる。  
 ・特に半島北部では、近隣の住民生活や産業に多大な影響を与えることがある。台風接近時等の大径マツの倒伏（平成 23, 30、令和元, 5 年（2011, 2018, 2019, 2023 年））は、電線切断による複数日に渡る周辺の停電（平成 23, 30 年）、住宅物置全壊の被害（平成 23 年）を引き起こした。

幹折れ（2018.11.1）



【津波・高潮】

・過去の大きな地震・津波・高潮

慶長 16 年（1611 年）8 月 14 日	高潮により貝島の富士見櫓が損傷。
元禄 12 年（1699 年）8 月 15 日	高潮により田の被害。
宝永 4 年（1707 年）10 月 28 日	宝永地震。地震と津波により、吹合岬～真崎沈下。
天保 12 年（1841 年）4 月 22 日	地震により松原の砂地 2,000 坪が沈下
嘉永 7 年（1854 年）12 月 23 日	安政東海・南海地震。3.1～6m とされる津波、吹合岬の海底への滑落、土地隆起。
大正 6 年（1917 年）10 月 1 日	東京台風。大山エリアの堤防がつぶれ、波が内海まで通った。翌年も被害があり、その後、畑に入った砂で堤防を築きマツを植えた。
昭和 35 年（1960 年）5 月 24 日	真崎の一部が消失（沈下）、清水五中の宿舍が損壊。

・近年の高潮被害状況

平成 29 年（2017 年）10 月 23 日

超大型の強い台風 21 号（上陸時の中心気圧 950 hPa、最大風速 40m/s）が、静岡県掛川市付近に上陸した。清水港では 23 日 7:29 に観測史上 1 位（当時）となる 141cm の潮位を観測した。防潮堤からの越波により、清水三保海浜公園付近と真崎グラウンドゴルフ場に海水及び土砂が流入した。翌年の春にかけて、三保市有林（西側）を中心に 250 本近いマツが塩害により枯死した。

令和元年（2019 年）10 月 12 日

大型の強い台風 19 号（令和元年東日本台風、上陸時の中心気圧 955hPa、最大風速 40m/s）が静岡県伊豆半島に上陸した。清水港では 12 日 17:35 に観測史上 1 位となる 171 cm の潮位を観測した。防潮堤からの越波により、清水第五中学校付近、清水三保海浜公園付近と真崎グラウンドゴルフ場に海水及び土砂が流入した。高潮の波の力による倒伏や根の露出による枯れが見られた。翌年の春にかけて、三保市有林（西側）を中心に 300 本近いマツが塩害により枯死した。



羽衣の松付近での高潮による根返り（2019.10.13）

・対策の実施状況

- ・防潮堤の整備や侵食対策事業としての養浜
- ・津波避難タワーや命山の設置（平成 23 年（2011 年）の東日本大震災以降）
- ・農地の根沓間の埋め戻し

## 【犯罪】

・名勝の本質的価値を構成する要素に関わるもの

昭和9年（1934年）材木ブローカーによるマツ濫伐や農地利用のためのマツ伐採と砂丘の切り崩しが相次ぎ、名勝の風致を守るため清水警察署が一斉検挙を行った。これに対し、地元住民から法規改正と代償要求を求める声があがった。

令和4年（2022年）3月11日から12日朝の間に、清水三保海浜公園に植栽していた高田松原からの寄贈クロマツ（樹齢約10年）が、何者かによって伐採され公園内に放置されていた。静岡県警察による現場検証や聞き取り調査が行われたが、目撃者や犯行声明は無く、目的は不明である。東日本大震災発災日に近い時期の事件であり、全国ニュースにもなり多くの意見が寄せられた。

世界遺産登録以降も、海岸や松原への大型ゴミの不法投棄、砂浜での焚き火が多く確認されているが、実行者の特定に至った例は無い。

・名勝地内でのもの

建物の塗り替え等の無断現状変更も数多く見られるため、文化財保護法の周知を行っている。

野生動物への給餌や野生動物への暴力も見られ、声かけ等を行っているが実行を止めることができていない状態である。

三保松原内には、夜間暗く人通りの少ないエリアが多く、盗撮などの事件のほか、公園において通常の利用の範囲を越える利用（トイレでの洗髪や調理器具洗浄、キャンピングカーへの充電等）も確認されている。



伐採被害を受ける前の高田松原からの寄贈マツ（2022.2.12）

## 資料 第9章 運営・体制の整備

### 9-2 運営の方法と体制

#### 【土地・施設の所管】

土地、施設、管理	所管	関連事業
国有浜地		
外浜	県静岡土木事務所	清水海岸保全事業 清水海岸の景観改善 清水海岸侵食対策事業
真崎トイレ	市観光政策課	三保半島観光トイレ維持管理事業
五中トイレ	市観光政策課	三保半島観光トイレ維持管理事業
太平洋岸自転車道	市清水道路整備課	道路施設維持管理事業
三保飛行場	市 BX 推進課	三保飛行場利活用事業
内浜	県清水港管理局	
内浜の一部	三保内浜コンソーシアム	
内浜海水浴場	市観光政策課	三保内浜海水浴場維持管理事業
国有地・堤		
堤	県静岡土木事務所	
灯台敷地	清水海上保安部	
国有農地	県農地調整課	
財務省	東海財務局	
文科省	文化庁	
県有地		
県有林	県中部農林事務所	
マツ枯れ対策	森林整備課	清水県有防災林マツ材線虫病対策事業
森林管理	治山課	清水県有防災林県単治山事業
市有地		
公園 (※)	市都市計画事務所	公園・緑地帯管理事業
羽衣公園老齢大木	市文化財課	三保市有林・神の道リスク軽減事業
みほしるべ	市文化財課	三保松原文化創造センター管理運営事業
羽衣公園駐車場警備	市文化財課	三保松原文化創造センター管理運営事業
羽衣公園遊歩道	市観光政策課	三保半島観光施設維持管理事業
羽衣公園案内看板	市観光政策課	三保半島観光施設維持管理事業
鎌ヶ崎トイレ	市観光政策課	三保半島観光トイレ維持管理事業
海浜公園トイレ	市観光政策課	三保半島観光トイレ維持管理事業
市有林	市森林政策課	
市道	市清水道路整備課	道路施設維持管理事業
街路樹	市都市計画事務所	公園・緑地帯管理事業
神の道倒伏対策	市文化財課	三保市有林・神の道リスク軽減事業
木道	市観光政策課	三保半島観光施設維持管理事業
観光バス駐車場	市観光政策課	
駐車場トイレ	市観光政策課	三保半島観光トイレ維持管理事業
警備	市文化財課	三保松原文化創造センター管理運営事業
三保松原圃場	市文化財課	三保松原保全再生化事業
羽衣団地	市住宅政策課	
市立学校	市教育施設課	
借用 (占用) 地		
グラウンドゴルフ場	市観光政策課	三保真崎グラウンドゴルフ場管理運営事業
みほしるべ臨時駐車場	市文化財課	三保松原文化創造センター管理運営事業

※羽衣公園内に羽車神社境内地 2 箇所あり

【規制の所管】

申請等が必要な事項	根拠と所管	
名勝地内での 工作物等の設置や撤去等	文化財保護法 市文化財課 個票：名勝三保松原地内現状変更許可業務 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005165.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3478/s005165.html</a>	
自然公園内での 工作物設置等	静岡県立自然公園条例 市環境共生課 個票：県立自然公園内行為許可等業務 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s001432.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s001432.html</a>	
景観計画区域での建築等 (重点地区を含む)	静岡市景観計画 市景観まちづくり課 個票：三保半島景観形成事業 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4751/s007905.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4751/s007905.html</a>	
保安林での 伐採等	森林法 市森林政策課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5732/s003976.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5732/s003976.html</a>	
道路の占用	道路法 市土木事務所 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s2368/p1707.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/shinsei/s2368/p1707.html</a>	
道路上での撮影等	道路交通法 清水警察署交通課 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/police/shinse/kotsu/doroshiyo.html">https://www.pref.shizuoka.jp/police/shinse/kotsu/doroshiyo.html</a>	
建築	建築基準法 市建築安全推進課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2574/s007814.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2574/s007814.html</a>	
開発行為	都市計画法 市開発審査課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9465/s007745.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9465/s007745.html</a>	

申請等が必要な事項	根拠と所管	
海岸保全区域でのイベント等	海岸法 県静岡土木事務所 <a href="https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/dobokujimusho/shizuokadoboku/1044558/1034585.html">https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/dobokujimusho/shizuokadoboku/1044558/1034585.html</a>	
港湾隣接地域でのイベント等	港湾法 県清水港管理局 <a href="https://www.portofshimizu.com/ホーム/申請-届出書様式-工事-占用等/">https://www.portofshimizu.com/ホーム/申請-届出書様式-工事-占用等/</a>	
羽衣公園、清水三保海浜公園、三保宮方の丘公園等でのイベント等	都市公園条例 市都市計画事務所 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8967/s001436.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8967/s001436.html</a>	
風致地区での現状変更	風致地区条例 市緑地政策課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8967/s001651.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8967/s001651.html</a>	
広告物の設置	屋外広告物条例 市景観まちづくり課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4751/s008102.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4751/s008102.html</a>	
計画地区内での建築等	清水みなと色彩計画 清水みなと振興課 <a href="http://www.shimizukou-shikisai.net/index.html">http://www.shimizukou-shikisai.net/index.html</a>	
太陽光発電設備の設置（ソーラーパネル等）	静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドライン 市環境共生課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s001779.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s001779.html</a>	
イベントの開催（火気を伴う出店）	火災予防条例 日本平消防署 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/shobo/s000117.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/shobo/s000117.html</a>	
イベントの開催（食品の加工及び販売の出店）	食品提供を伴うイベント等に関する取扱要領 保健所清水支所 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2564/s003280.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2564/s003280.html</a>	

申請等が必要な事項	根拠と所管	
保全活動で生じたゴミの回収	ボランティア清掃に伴うごみ収集 市収集業務課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s009158.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s009158.html</a>	
後援名義使用許可申請	芸術文化活動での後援名義使用許可申請 市まちは劇場推進課（例） <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9635/s005106.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9635/s005106.html</a> ※イベントの内容について事前協議し受付課を決定	

### 【よくある相談の所管】

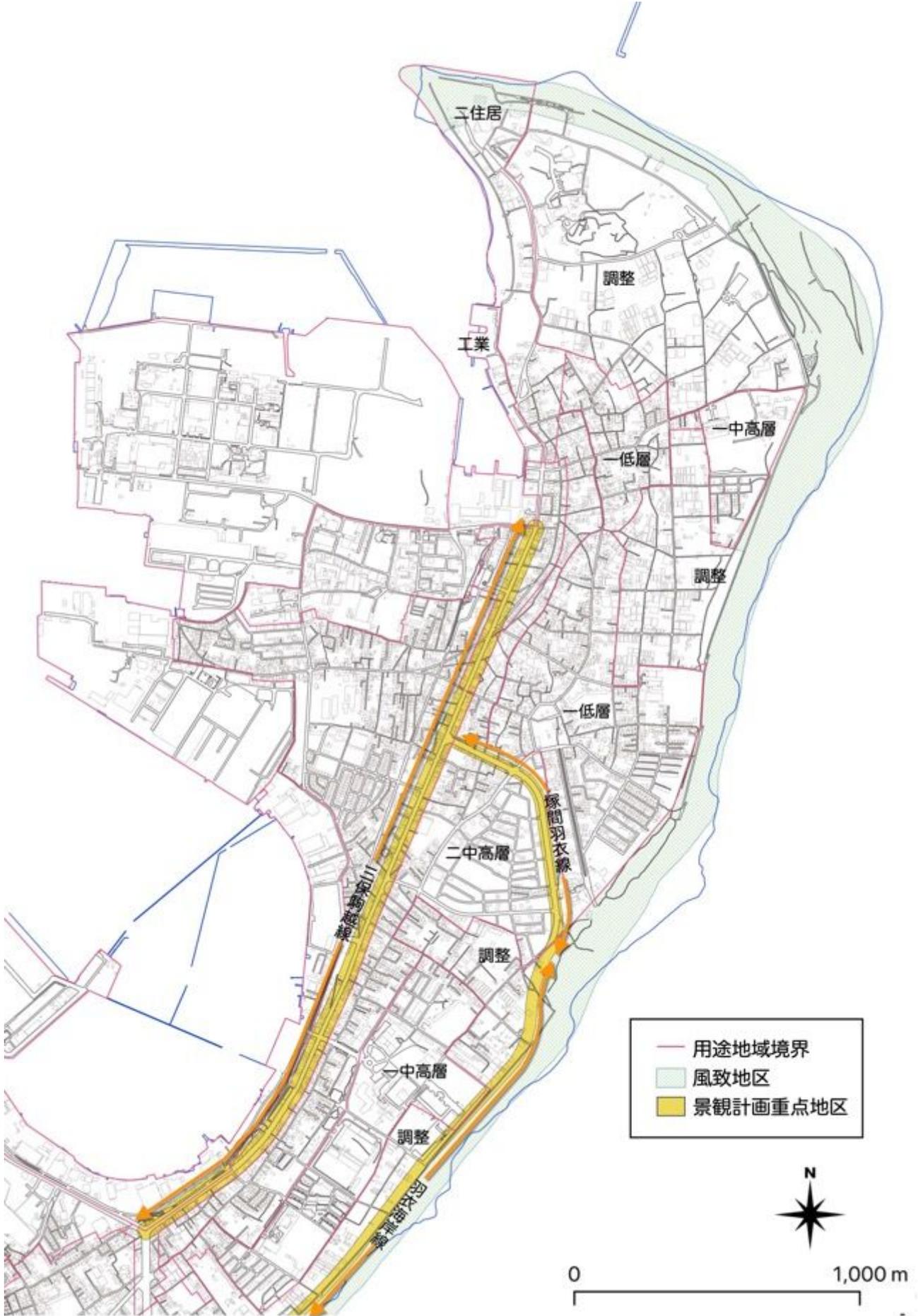
名勝三保松原エリアでよくある相談の所管と問い合わせ先を下表に示す。

内容	所管
マツ材線虫病で枯れたマツの対応	国有地、市有地、民有地：市文化財課 県有林：県中部農林事務所
強風等で折れたマツの対応 シロアリ等で枯れたマツの対応	それぞれの土地所有者（管理者） 国有浜地（外浜）、堤：県静岡土木事務所 国有浜地（内浜）、堤：清水港管理局 国有農地：県農地利用課 その他の国有地：文化庁、財務省東海財務局 県有林：県中部農林事務所 清水三保海浜公園：市都市計画事務所 羽衣公園：市文化財課 市道：市清水道路整備課 民有地：その土地の所有者 問い合わせ先：市文化財課 <a href="https://miho-no-matsubara.jp/contact_page">https://miho-no-matsubara.jp/contact_page</a>
不法投棄の対応	上記のそれぞれの土所有者（管理者） 問い合わせ先：市廃棄物対策課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s000803.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/gomi/s000803.html</a>
地域猫の扱い	問い合わせ先：市動物愛護センター <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/p009266.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/p009266.html</a>
野生動物、外来生物の扱い	問い合わせ先：市環境共生課 <a href="https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8957/s006368.html">https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8957/s006368.html</a>
工作物、建築物、広告物等の規制	問い合わせ先： 市文化財課、市景観まちづくり課、市環境共生課

【名勝三保松原周辺の海岸保全区域（海岸法）・港湾隣接地域（港湾法）の目安】



【名勝三保松原周辺の  
用途地域（都市計画法）・風致地区（風致地区条例）・重点地区（景観計画）の目安】



用途地域名		景観計画の区域
調整	市街化調整区域	田園・緑地 景観ゾーン
一低層	第一種低層住居専用地域（容積率：80 建蔽率：50：最高高さ 10m）	住居系 市街地ゾーン
一中高層	第一種中高層住居専用地域（容積率：150 建蔽率：60） 最高限 2 種（16m）（最高高さ 16m、北側斜線制限 10m+1:1.25）	
二住居	第二種住居地域（容積率：200 建蔽率：60） 最高限 3 種（19m）（最高高さ 19m、北側斜線制限 10m+1:1.25）	
二中高層	第二種中高層住居専用地域（容積率：200 建蔽率：60） 最高限 2 種（16m）（最高高さ 16m、北側斜線制限 10m+1:1.25）	工業系 市街地ゾーン
工業	工業地域（容積率：200 建蔽率：60）	

静岡市景観計画での色彩の基準等  
建築物の外壁

区域	住居系市街地ゾーン				田園・緑地景観ゾーン				重点地区塚間羽衣線		重点地区羽衣海岸線		
景観形成基準	望ましい色彩		色彩の制限		望ましい色彩		色彩の制限		色彩の制限				
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	
10R-4.9YR 2.6Y-5Y	8 未満 8 以上	3 以下 2 以下	8 未満 8 以上	6 以下 4 以下	8 以下	2 以下	8 未満 8 以上	6 以下 4 以下	9 以下	2 以下 3 以下 1 以下	9 以下	2 以下	
5YR-2.5Y	8 未満 8 以上	4 以下 2 以下	8 未満 8 以上	6 以下 4 以下		3 以下	8 未満 8 以上	6 以下 4 以下				3 以下	3 以下
上記以外の 有彩色	8 未満 8 以上	1 以下 1 以下	8 未満 8 以上	2 以下 1 以下		1 以下	8 未満 8 以上	2 以下 1 以下				1 以下	1 以下
無彩色	制限 なし	0	制限 なし	0		0	制限 なし	0				8.5 以下 3 以上	0

建築物の屋根

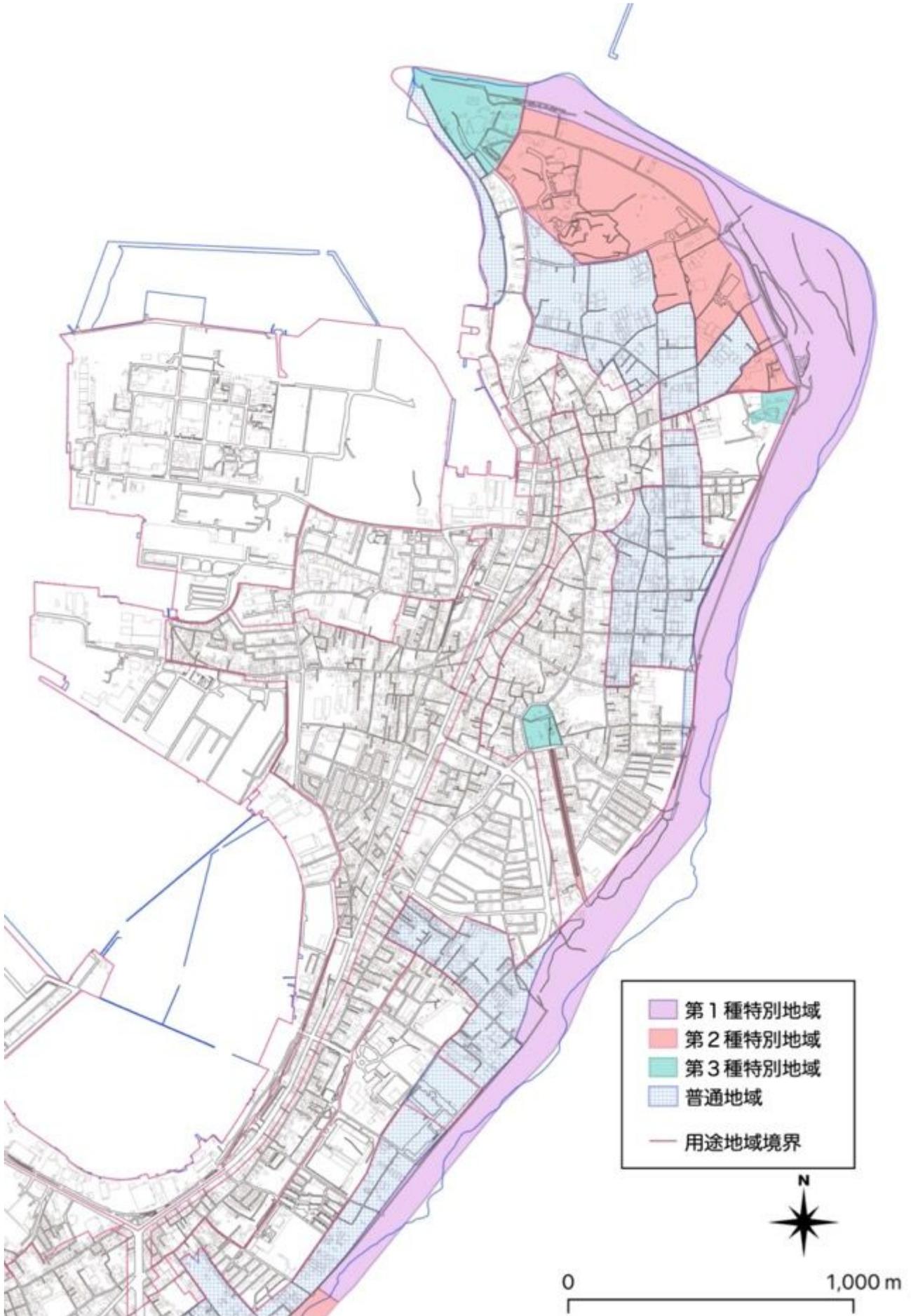
区域	住居系市街地ゾーン				田園・緑地景観ゾーン				重点地区塚間羽衣線		重点地区羽衣海岸線	
景観形成基準	望ましい色彩		色彩の制限		望ましい色彩		色彩の制限		色彩の制限			
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
10R-5Y	6 以下	4 以下	7 以下	4 以下	6 以下	4 以下	7 以下	4 以下	6 以下	2 以下	6 以下	4 以下
上記以外の 有彩色		2 以下		2 以下		2 以下		2 以下				
無彩色		0		0		0		0				

工作物の色彩

区域	住居系市街地ゾーン				田園・緑地景観ゾーン				重点地区塚間羽衣線		重点地区羽衣海岸線	
景観形成基準	望ましい色彩		色彩の制限		望ましい色彩		色彩の制限		色彩の制限			
色相	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
10R-5Y	制限 なし	4 以下	制限 なし	6 以下	制限 なし	4 以下	制限 なし	6 以下	制限 なし	4 以下	制限 なし	4 以下
上記以外の 有彩色				4 以下				4 以下				
無彩色				0				0				

参照：静岡市景観計画 住居系市街地ゾーン P3-14～、田園・緑地景観ゾーン P3-58～  
静岡市景観計画重点地区 塚間羽衣線 P6～、羽衣海岸線 P8～

【名勝三保松原周辺の日本平・三保松原県立自然公園区域（自然公園条例）の目安】



## 【三保松原で保全・活用の活動をする主な団体】

### 三保松原巡視員

三保松原を 3 地区に分け、各エリアで静岡市三保松原巡視員要綱に基づき巡視の委嘱を受けた巡視員が、月 4 回巡視し、報告書を提出する。報告書は、市文化財課が（一財）三保松原保全研究所、三保地区連合自治会、折戸地区連合自治会と毎月共有するほか、必要に応じて各所管とも共有する。



### 三保ビーチクリーンプロジェクト

平成 25 年（2013 年）より、真崎の砂浜で毎月第 1 日曜に海岸清掃を行う。

[https://www.facebook.com/profile.php?id=61573960925398&notif\\_id=1741768251282249&notif\\_t=follower\\_invite&ref=notif](https://www.facebook.com/profile.php?id=61573960925398&notif_id=1741768251282249&notif_t=follower_invite&ref=notif)



### 静岡市環境保全推進協力会

市内約 120 事業所からなる、環境保全を推進するとともに、市民、行政等が実施する環境保全活動に協力する組織。真崎の砂浜での海岸清掃を年 1 回、県有防災林での下草刈りを年 2 回行っている。

<https://www.shizuoka-kankyosuishin.jp>



### チームつながり

平成 25 年（2013 年）より、吹合岬北側付近で毎月第 2 土曜に「ウォーキングごみ拾い」（海岸清掃）を行う。5 月 3 日には「護美の日」として「100 万人ゴミ広い」に参加する。静岡市道路サポーター登録。

<https://sites.google.com/site/teamtsunagari/home>  
<https://www.facebook.com/teamtsunagari/>



### 三保内浜クリーンアップ協議会

令和元年（2019 年）の清水港開港 120 周年をきっかけに設立。内浜がマリンスポーツの聖地となることを目標に掲げ、その土台作りとして年 2~3 回の海岸清掃を行う。

事務局：市清水みなと振興課



### 静岡フィッシングボランティア

静岡県の海岸清掃を毎月第 2 日曜に実施する団体。三保松原では主に真崎内浜・吹合岬エリアの砂浜で、年数回の海岸清掃を行う。

<https://fishingvolunteer.com>



### 三保つるの会

平成 23 年（2015 年）に静岡市道路サポーターに登録し、清水三保海浜公園内及び周辺道路で、年間通じて草刈り、松葉かき、下枝打ち、花壇管理を行う。

<https://youtu.be/bfVf6EnElq8>



### 三保海浜マラソン実行委員会

旧三保飛行場付近で、令和 4 年（2022 年）度より年 1 回（1 月）にマラソン大会と松葉かきセットのイベントを行う。開催準備として、会場となる国有浜地の草刈りを行う。砂浜で走ることで、人々が海浜に親みを持てるようになることを目的とする。

<https://mihorunning.mystrikingly.com>  
[https://www.instagram.com/miho.running\\_/](https://www.instagram.com/miho.running_/)  
<https://www.facebook.com/miho.running/>



### 三保名勝保存会

三保地区連合自治会内の組織。年 2 回の自治会一斉清掃（松原内の集草）のほか、清水三保第一小学校のクリーンアップ羽衣、年 1 回の清水区シニアクラブの保全活動等の企画・開催補助を行う。



### 三保地区シニアクラブ

三保地区連合自治会内の組織。月 2 回の清水五中付近の防潮堤清掃を行う。清水区のシニアクラブ連合会では、年に 1 回羽衣の松周辺の松葉かきを行う。

<https://sc-shizuokasi.jp/shimizuku/>



### 静岡県年金協会連合会

平成27年（2015年）より、羽衣公園内で年4回程度の保全活動を行う。ふじのくに文化財保存活用・推進団体令和5年度（2023年度）登録。

<https://www.zennenren.or.jp/area/chubu/shizuoka>



### 三保コミュニティデザイン Labo

令和元年（2019年）より羽衣公園内で年約10回程度のマルシェと松葉かきセットのイベント「みほしるべ土曜市場」を行う。

<https://mihocdlabo0622.mystrikingly.com>  
<https://www.facebook.com/miho.cdlabo>  
[https://www.instagram.com/miho\\_cd\\_lab/](https://www.instagram.com/miho_cd_lab/)  
<https://x.com/mihocdlabo>



### 三保松原 3rings プロジェクト

羽衣公園内で毎週（土曜）の松葉かき交流会を行う。回収した松葉から「みほのまつがみ」を製造し、名刺やしおり、カレンダー等を販売する。ふじのくに文化財保存活用・推進団体令和6年度（2024年度）登録。

<https://www.3ringspj.com>  
<https://www.facebook.com/3ringspj/>  
<https://www.instagram.com/3rings.pj/>



### （一財）三保松原保全研究所

三保松原のマツ・マツ林を科学的・技術的知見のもと保全するために、静岡市、静岡県、はごろもフーズ株式会社、鈴與株式会社、株式会社清水銀行が設立した一般財団法人。

<https://miho-lab.or.jp>  
[https://www.instagram.com/miho\\_matsubara\\_lab/](https://www.instagram.com/miho_matsubara_lab/)



MIHO Lab

### （株）エスパルス

三保にクラブハウス、練習場を置く。社会連携事業の一環で静岡市と連携し企業の協賛を得ながら、三保松原保全啓発事業として、松葉かきイベント、スタジアムでのPR、みほしるべ見学用クイズシートの作成、松原保全キャンペーン等を行う。

<https://www.s-pulse.co.jp>



### (一社) 日本樹木医会 静岡県支部

貴重な巨樹、古木、銘木などの樹勢回復及び保全に関する診断、治療等の業務を行う樹木医の集まり。マツ材線虫病防除の「樹幹注入」の技術研修会や、松原保全に関する講演会等も実施する。ふじのくに文化財保存活用・推進団体令和5年度(2023年度)登録。

<https://jumokui.jp/branch-info/静岡県支部/>



### あかりともるよる実行委員会

羽衣公園内で年1回程度のキャンドルナイト「三保松原キャンドルナイト あかりともるよる」を行う。

<https://www.facebook.com/akaritomoruyoru>



### NPO 三保の松原・羽衣村

羽衣ルネッサンス構想の提言と天のはごろもプロジェクトの推進を目的とする。みほしるべでの企画展示や舞台作品を通じた三保松原の価値の発信のほか、松葉発電の啓蒙等を行う。ふじのくに文化財保存活用・推進団体令和5年度(2023年度)登録。

<https://okami082.wixsite.com/hagoromomura>



### 羽衣の舞保存会

三保地区連合自治会(まちづくり推進委員会)内の組織。御穂神社に伝わる「羽衣の舞」を昭和55年(1980年)に復活させて以来、神社の祭事やイベントで上演しながら継承している。



### しずおか三保羽衣謡隊

謡曲を第九の合唱のようにうたい、ともに舞台をつくりながら、能を知らない、触れたことがないという方にも能の魅力を伝える活動で、謡曲「羽衣」をご当地ソングとして、羽衣まつりで発表することを目標に、毎年公募し結成される。

連絡先：一般社団法人未来につながる伝統  
[nohgaku.utaitai@gmail.com](mailto:nohgaku.utaitai@gmail.com)



## 天女の会

クルーズ船入港時に、主に海外からの来訪者へのおもてなしとして、みほしるべで富士山折り紙体験ワークショップを行う。



## 羽衣つたえ隊

能「羽衣」の絵本を用いて、さまざまな教育活動・国際交流活動を行う静岡県立大学国際関係学部 of 学生を中心とした有志団体。多言語での絵本の読み聞かせ、朗読劇の上演、三保羽衣薪能の演目解説作成等を行う。絵本は英語、中国語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、インドネシア語に翻訳されている。

<https://hagoromo-tsutaetai.wixsite.com/home>



## 清水区観光ボランティアガイドの会 SVG

平成 22 年（2012 年）に発足した清水区観光歴史塾を前身に、平成 28 年（2016 年）に設立。清水区を訪れる観光客へのより良いおもてなしを目指すボランティアガイドの会。観光ツアー等からの要望があった場合、羽衣の松周辺及び清水区内をガイドしている。

<https://svg.jp.net/index.html>



## 折戸地区生活環境部会

折戸地区連合自治会内の組織。年 1 回の自治会一斉清掃（海岸清掃）の企画・開催補助を行う。



## 東海大学海洋学部海洋理工学科

東海大学が面する羽衣海岸線緑地帯で、定期的に管理作業を行う。砂浜の海浜植物の調査も行っており、平成 27 年（2015 年）より、児童向けの海浜植物観察会を環境共生課と連携して年に 1 回実施している。

[https://www.mst.u-tokai.ac.jp/#page\\_01](https://www.mst.u-tokai.ac.jp/#page_01)



# 付録 活動の際の留意点等

## (1) マツ

松原保全の基本的なことは静岡市三保松原管理基本計画及び日常的管理マニュアルを参照されたいが、ここでは、主にボランティア活動者向けに概要を記載する。

# マツという生き物

## What is a Pine Tree?

### マツの一生 Pine's Life Cycle

マツの雄花から風に運ばれた花粉を受粉した雌花は一年以上かけて球果(まつぼっくり)となり、多くの種子を作る。種子の散布方法は種によって異なり、翼を持ち風に飛ばされるもの、多くの胎質を含み動物に食べられて運ばれるもの、火災が起こって初めてまつぼっくりから外に出るものなどがある。発芽後の最初の葉(子葉)は、軸から四方八方に輪生する。成長してから葉は、種ごとの決まった枚数の葉になって生える。十分な光と適度な水分を得たマツは、枝と根を伸ばし、幹を支らせる。

マツと共生する生き物としてよく知られている菌根菌は水分や養分をマツに提供するが、その菌の種類は地域によって異なるほか、成長の段階にも応じて変化していく。菌根菌以外にも、葉の表面につく菌、樹皮や幹を食べる昆虫、幹に根を下ろすヤドリ菌の一種など、様々な生き物がマツとともに生きており、それらの存在がマツを枯死させることもある。

海沿いや高地など厳しい環境下ではマツ以外の樹木が成長しにくくマツの樹生が続くが、そうでない環境においては、火災等の擾乱後にはマツが生育するものの、その後は他の樹木に取って代われ、マツの無い樹生となる。

Pine trees are pollinated by wind. A pollinated female flower forms a cone which produces a lot of seeds. The way of seed dispersal varies with species of pine; some of them have wings that aid in wind dispersal, some become food resources of animals to be transferred, and some germinate only after a fire. Seed leaves on seedlings bear concentrically from their stalks. Needles, the adult leaves, number from one to seven per fascicle. Seedlings require full sunlight and water for both tip and secondary growth.

Mycorrhizal fungi is known as a symbiont of pine. The species varies with regions and growing stages of pine trees. Endophytes, epiphytes, insects are also living with pine trees. Occasionally, they make pine trees wilt.

In severe environment such as a seaside or a highland ecological succession could not take place, while in moderate environment ecological succession easily take place without growing of pine trees.



### マツの花 Pine Flowers

マツは一つの個体に雄花と雌花が両方咲く。雄花は雌花からの花粉を受粉し、1年以上かけてまつぼっくりになり、そこから種を飛ばす。

Both male and female flowers bloom on the same body of pines. Female flowers are pollinated by male flowers, becoming pine cones after more than one year, and letting their seeds spread.



### マツの葉 Pine Needles

何枚の葉で束を作るかで、グループ分けできる。三保松原のクロマツは2枚で1束の二葉松のグループである。

Pine trees are divided into by group based on the number of pine needles per bunch. The black pines of Mito no Manshara are part of the two-needle group, as two needles form a single bunch.



### マツの幹 Pine Stems

幹の表面にはバリバリとした樹皮があり、動物でいう角質のようなもの、とイメージしやすいだろう。樹木が動物と異なるのは、外側の表面だけでなく、樹皮を支える中心部分も角質のような細胞の死骸で構成されているという点である。

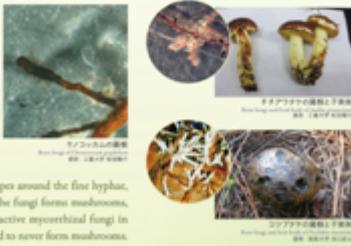
The surface of a pine's trunk is covered in rough bark, similar to horns on an animal. Where trees differ from animals is that, not only on the outside, but their inside, too, is made of horn-like cellular remains that support the trees from their center.



### マツの根 Pine Roots

根の先端の細胞部分は腐れられた菌根となっている。この菌が細かい菌糸を張り巡らし、水分や養分を吸収して根に提供している。

The tips of the roots are covered with mycorrhizas. This fungi ropes around the fine hyphae, absorbing water and minerals and giving them to the roots. As the fungi forms mushrooms, its presence and variety are easy to confirm. One of the most active mycorrhizal fungi in Japanese pine groves, *Chroococcium gopholium*, however, is believed to never form mushrooms.



(i) マツの種類

三保松原に生育するマツの 99%以上はクロマツ (*Pinus thunbergii*) である。神の道や清水三保海浜公園周辺にアカマツ (*Pinus densiflora*) が若干あるほか、外来のフランスカイガンショウ (*Pinus pinaster*)、スラッシュマツ (*Pinus elliotii*) なども確認されている。

(ii) マツの本数と密度管理

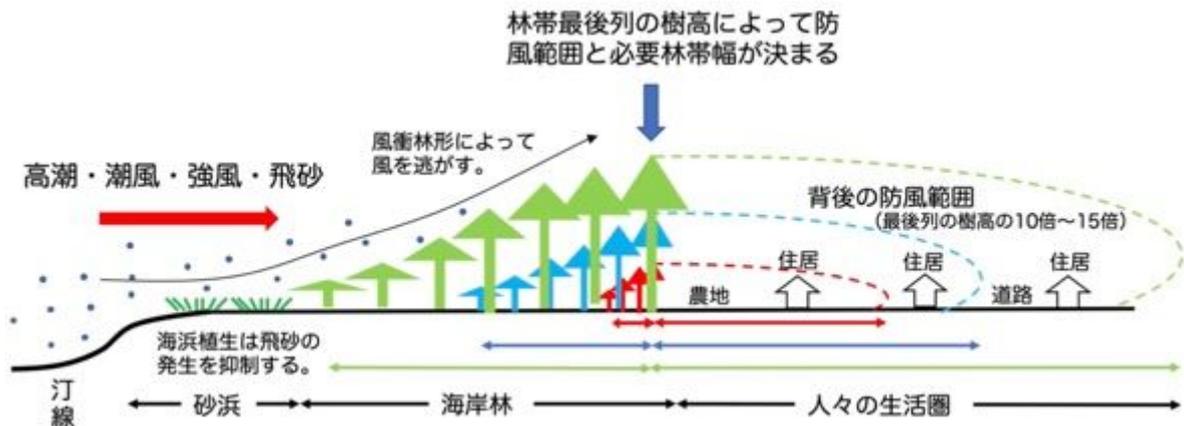
昭和 60 年 (1985 年) 3 月に清水市立三保第一小学校 4 年 3 組 (当時) の児童 42 名が約 2 ヶ月かけて 1 本ずつ名勝周辺も含むエリアのマツの本数を数え、45,120 本と算出した。

昭和 63 年度 (1988 年度) の清水市三保松原現況調査において、約 2 週間かけて名勝周辺も含むエリアのマツの状況を調査し、本数を 53,684 本と算出した。標準地調査による推計を含み、人家の庭木や垣根の樹高 3m 以下のマツは対象外としたものである。

平成 26 年 (2014 年) 2 月 23 日午前中に日本ボーイスカウト連盟県清水地区を中心とする約 400 名で、名勝周辺も含むエリアのマツの本数を数え、30,699 本と算出した。

現在、平成 26・27 年度 (2014・2015 年度) の静岡市三保松原生育状況調査等にもとづき、名勝エリアと折戸地区教育施設周辺の推定 3 万本のマツについて、松林管理システムで、伐採や植樹のほか、薬剤散布や樹幹注入、樹木診断等の情報を集約し管理している。

3 万本という本数について、昔と比べて減ってしまったので増やさねばならないという声もあるが、防災林としての機能を持つ樹高のマツを生育するためには、成長段階に応じて除伐、間伐を実施し、適正な密度に保つ必要がある。



静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」2 階展示より 海岸林の機能と役割 (提供: 吉崎真司)

(iii) マツ材線虫病

松林のマツが次々に枯れていく原因がわからなかった頃、マツ枯れは「松くい虫」に食われることによって起こると仮定し、研究や対策を行っていた。昭和 46 年 (1971 年) に「マツ」の「材」に特定の「線虫」(マツノザイセンチュウ)が入ることによってマツ枯れが起こることが発表され、マツ材線虫病と名付けられた。マツノザイセンチュウがマツノマダラカミキリに運ばれることによって健康なマツがマツノザイセンチュウの侵入を受けマツ枯れが広がる。マツノザイセンチュウはマツの幹の辺材の柔細胞等の細胞内容を吸入し、マツノマダラカミキリはマツの樹皮を食べる。どちらもマツを食べる虫であるが、食べることが直接的にマツを枯らすわけではない。

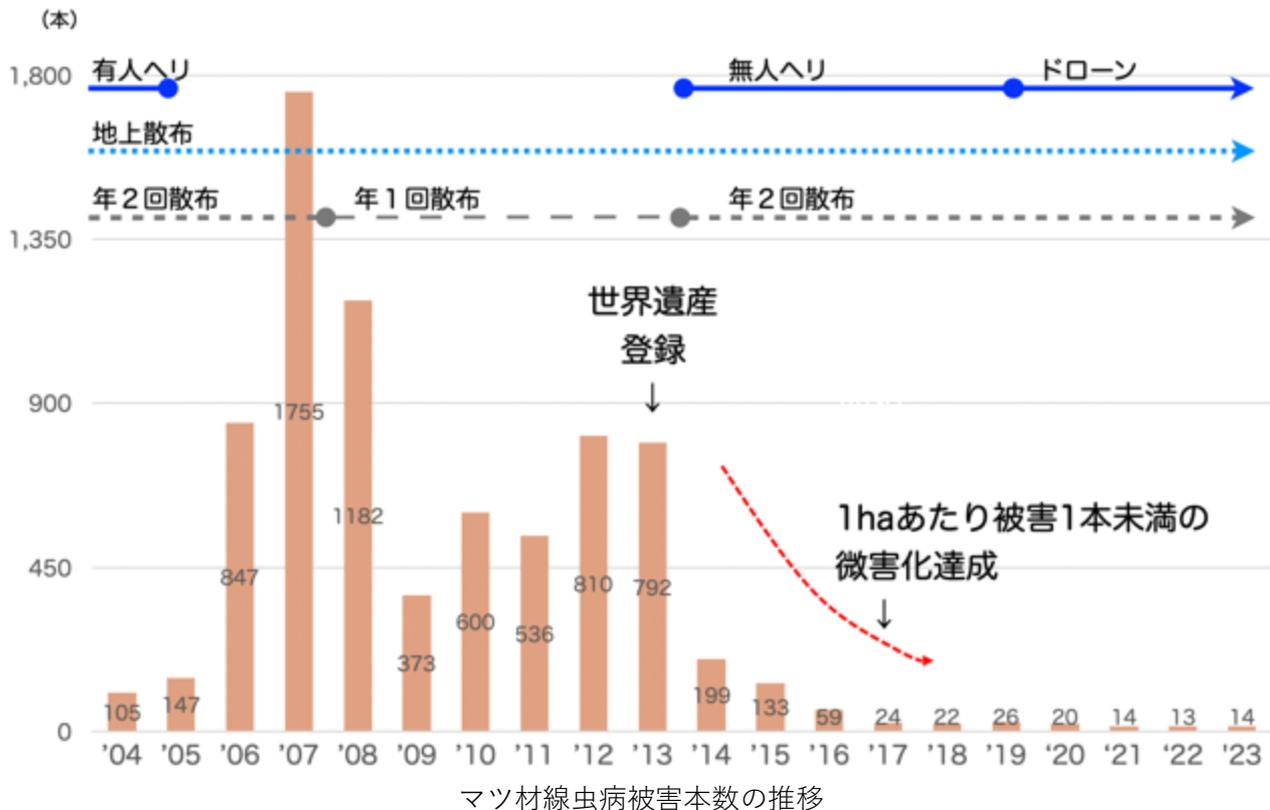
マツ材線虫病の対策としては、感染源の駆除としての「伐倒駆除」、媒介者の駆除としての「薬剤散布」、予防剤の投与としての「樹幹注入」の主に 3 つがある。病気に強いマツを選抜する抵抗性育種や生物的防除なども研究されている。

マツ材線虫病のメカニズムについては「三保松原をみんなで守ろう!」P. 7 参照

マツノマダラカミキリ						マツノザイセンチュウ
幼虫	さなぎ	羽化脱出	後食	交尾	産卵	

三保松原で昭和47年（1972年）に対策を始めたマツ材線虫病は、平成19年度（2007年度）が被害のピークだったと考えられている。平成25年度（2013年度）以降の伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入の徹底した対策により、平成29年度（2017年度）から被害本数1本/ha未満の微害状態を継続している。この3つの対策は、適切な時期に適切な方法で実施することが極めて重要である。

マツ材線虫病対策



参考文献 藤下章男、服部重之（1984）静岡県三保の松原における松食い虫被害とその防除（森林防疫 vol. 33, 104-）

(iv) 倒伏や落枝の危険

P. 82 に記載のように、羽衣の松周辺や神の道など、人の往来が多いエリアを中心に、倒伏や落枝を防ぐための危険木対策を実施しているが、松原内での活動にあたっては、一人一人が倒れそうなマツが無いか、落ちてきそうな枝が無いか等、マツの状態に注意を払う必要がある。

一見健全に見えるマツでも、内部が腐朽していることもある。そして腐朽するとシロアリの食害を受けやすくなる。根本や枝の切り口等から出る腐朽菌の子実体（キノコ）や、樹皮内外でのシロアリは、内部の状況を知るための貴重な情報源となるので、発見時には撮影し、アプリ「三保まつしらべ」での通報が望ましい。

マツにつく腐朽菌

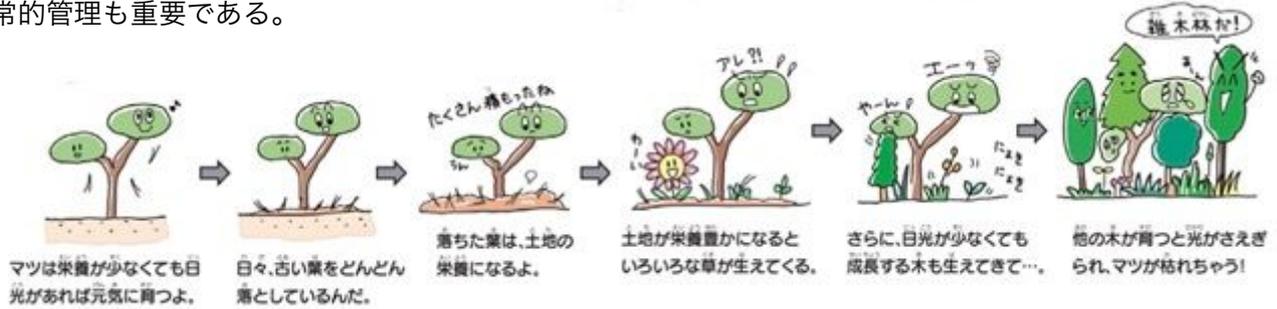


マツにつくシロアリ



(v) 松原の日常的管理

マツは「マツ材線虫病」という感染症には弱い、栄養の乏しい荒地で育つ能力のある樹木である。何もなかった荒地がマツの成長により徐々に豊かな土地となると、その豊かな土地に適した他の樹木が繁茂するようになり、マツは無くなってしまふ。それが「自然の移り変わり（遷移）」である。かつての海岸では、近くで生活する人々が頻りに落葉や落枝を回収し、また台風の高潮や津波の影響を受けやすかったため、土地が豊かにならなかった。そのため、「自然の移り変わり」が妨げられ「美しい松原」が作られてきた。しかし現代の海岸の松原は立派な防潮堤や消波堤に守られ、落葉や落枝を人間が採取することもなく、土地が豊かになり「自然の移り変わり」が進みやすくなっている。「美しい松原の風景」と「防風林としての松原」を維持するためには、草刈りや松葉かき等の日常的管理も重要である。



三保松原ハンドブック「三保松原をみんなで守ろう！」P. 8より

上記のように、土壌の腐植層が多くなり多様な草木が生育できるようになると、マツの生育の妨げとなる。土壌の状況は、菌類が作る子実体（キノコ）である程度知ることができるので、キノコを土壌のバロメーターとして活用することもできる。三保松原では、腐朽菌を含め 100 種近いキノコが確認されている。

腐植層が少ないマツ林で見られるキノコ



腐植層がやや多いマツ林で見られるキノコ



腐植層が多いマツ林で見られるキノコ



※は三保松原以外で撮影

参考文献 小川真 (2007) 炭と菌根でよみがえる松 (築地書館)

松葉かきや草刈りのほかに、つる除去も日常的管理として重要なものである。ここでいう「つる」とは、クズやツタのことである。特にクズは、マツを覆いつくし枯らしてしまうこともあるが駆除が難しく、国内の他の松原でも大きな問題となっている。

なお、マツに寄生するマツグミやシダ植物（下写真）については、マツの生育を阻害することが明らかになっておらず、紅葉せず美観への影響も少ないことから、除去の対象になっていない。



## (2) 海浜植生

海に向かって松原から外へ出ると、砂浜が広がり視界が開ける。松原と砂浜の風景は「白砂青松」として古くから愛でられているが、砂浜にあるのは砂や礫だけではない。P52にも記載の通り、飛砂や塩水など、植物にとって厳しい環境に適応した砂浜特有の海浜植生が群落をつくり、海岸性の昆虫などの生育場にもなっている。砂浜に草（海浜植生）が生えているのは美しくない、特に海から吹きつけた海洋ゴミが草叢に捕捉されているのがみっともない、という見方もあるが、海浜植生は飛砂を抑制する効果があり松原の保全にも必要不可欠なので、砂だけの風景を作りたいからといって駆除するわけにはいかない。一方で、砂浜が安定していると、徐々に遷移が進んで海浜植物の群落が松原になる可能性もある。また、海浜植物の中には、砂浜だけでなく松原内にも群落を作るものがあり、その結果、外来植物の拡大を阻止し松原の維持に寄与することもあれば、松葉かき作業を困難にし土壌の富栄養化を招くこともあると考えられる。砂浜や松原での活動にあたっては、在来種と外来種を区別して対応することはもとより、エリアの植生の変化を記録し長い目で見ながら対応を検討していくのが理想である。

以下に、三保松原の海浜植生等に関するリストを掲載する。

### 三保松原での生育がこれまでに確認されている希少種

EX 県絶滅種	ハマナツメ、ハマサジ
CR 県絶滅危惧 IA 類	シバナ※、タチスズシロソウ※
EN 県絶滅危惧 IB 類	イヌハギ※、ハマビシ※、コギシギシ※
VU 県絶滅危惧 II 類	カワツルモ※、ハマネナシカズラ、ハマウツボ※
NT 県準絶滅危惧種	イズハハコ※
N-I 要注目種（現状不明）	イソホウキギ、ハママツナ、ナミキソウ
N-III 要注目種（部会注目種）	ハマハナヤスリ
その他の日本平・三保松原県立自然公園指定種	ハマボウ、スミレ（ <i>V. mandshurica</i> ）、ハマボウフウ、ネコノシタ、ハマオモト （上記※も自然公園指定種）

三保松原で見られる主な海浜植物

<p>コウボウムギ</p> 	<p>ハマボウフウ 自然公園指定種</p> 	<p>ケカモノハシ</p> 	<p>ハマヒルガオ</p> 
<p>ハマゴウ</p> 	<p>ハマネナシカズラ 希少種</p> 	<p>ハマエンドウ</p> 	<p>ツルナ</p> 
<p>ハマダイコン</p> 	<p>タイトゴメ</p> 	<p>ハマボッサ 三保では希少</p> 	<p>マルバアカザ</p> 
<p>トベラ</p> 	<p>ハマユウ 自然公園指定種</p> 	<p>アキグミ</p> 	<p>ハマボウ 自然公園指定種 希少種</p> 
<p>テリハノイバラ</p> 	<p>カワラナデシコ</p> 	<p>シャリンバイ</p> 	<p>マサキ</p> 

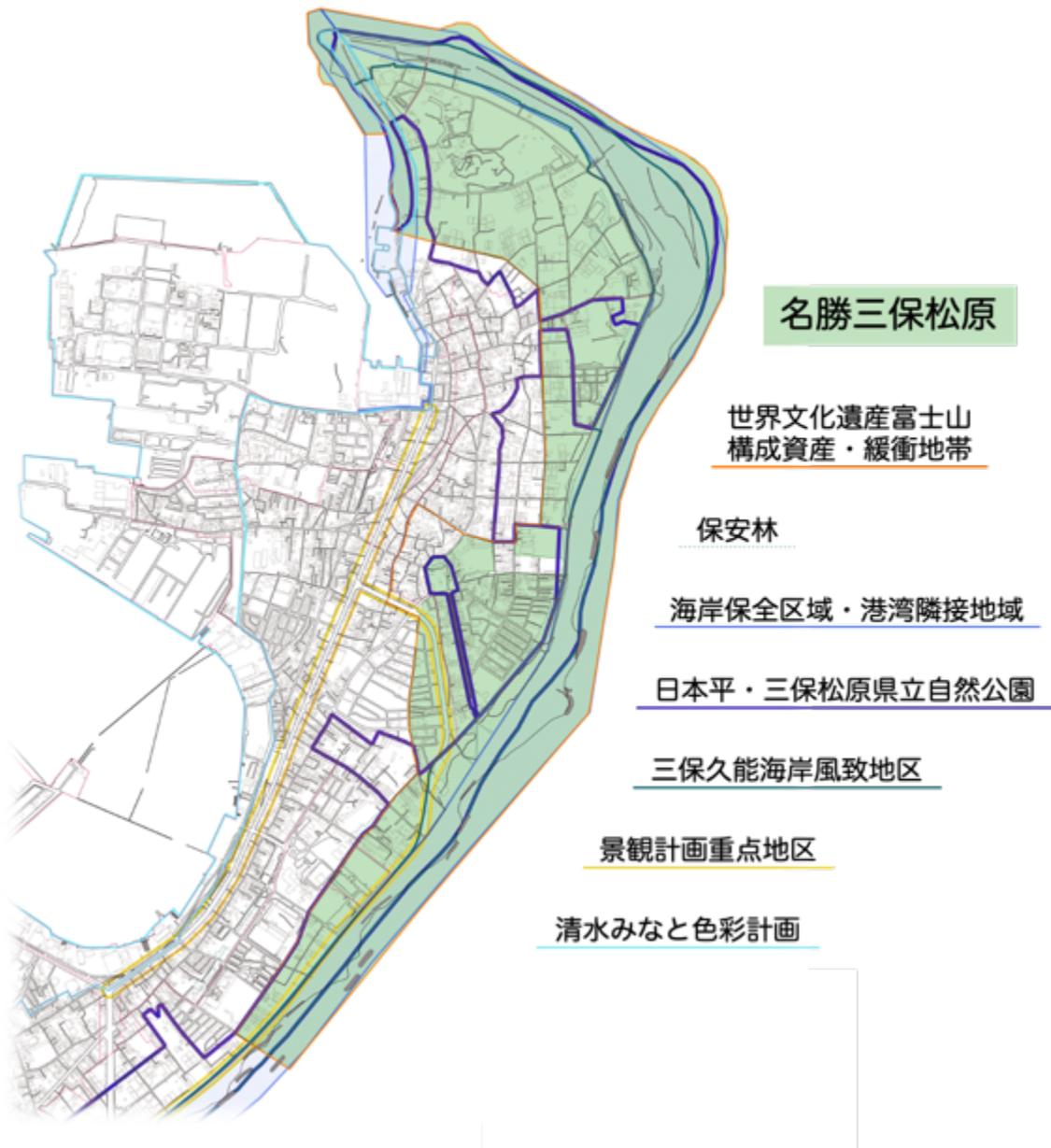
三保松原で多く見られる外来種

特定外来生物	オオキンケイギク 	ナルトサワギク 	
重点対策外来種	ランタナ 	外来ノアサガオ類 	セイタカアワダチソウ 
	アツバキミガヨラン 	コマツヨイグサ 	
	オオボタクサ、シナダレスズメガヤ、ウチワサボテン属		
その他の 総合対策外来種	オオキバナカタバミ 	アレチヌスビトハギ 	アメリカネナシカズラ 
	ヒメジョオン 	シンテッポウユリ 	ヒメヒオウギズイセン 
	アレチハナガサ、オオオナモミ、		
産業管理外来種	ハリエンジュ、マダケ、ビワ、カモガヤ、ネズミムギ、ポウムギ、アメリカスズメノヒエ、オオアワガエリ、ナギナタカヤ		
三保松原に 新たに侵入し 急増している種	ワルナスビ 	クズ 	イタドリ 

参考文献 まもりたい静岡県の野生生物 2020 静岡県レッドデータブック<植物・菌類編>  
坂倉理一郎、横山謙二 (2016) 静岡市三保半島海浜の昆虫相調査-海浜性甲虫を中心に- (東海自然誌 vol. 9 P1)

(3) 過去 10 年の主な出来事

2013年6月	世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産として登録
7月	2代目羽衣の松の伐採
12月	ガイドンス施設 はごろも情報広場「みほナビ」オープン
2014年4月	神の道の観光バス通行制限開始
5月	マツ材線虫病防除薬剤散布で初めてラジコンヘリを使用
7月	静岡市三保松原保全活用計画の策定
12月	「三保松原の松林保全に向けた提言書」「三保松原白砂青松保全技術会議最終報告書」
2015年2月	静岡市世界遺産三保松原保全活用条例施行
3月	静岡市三保松原管理基本計画の策定 三保松原ビジターセンター基本構想の策定 世界遺産登録記念銘の設置
2016年	日本新三景選定100周年、エレヌ・ジュグラリス生誕100周年記念事業
3月	羽衣の松周辺で初めて大規模な土壌改良（土壌ほぐし）
11月	真崎灯台の廃止
2017年2月	清水三保海浜公園の共用開始
3月	三保市有林管理計画の策定
10月	台風21号による高潮被害（清水港最高潮位141cm）
2018年3月	三保間伐計画の策定
5月	マツ材線虫病被害の微害化達成（2017年度）
8月	神の道危険マツ予防伐倒
9月	三保生涯学習交流館の御穂神社から三保松原町への移動
2019年3月	鎌ヶ崎L型突堤（1号新堤）完成 静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」オープン
5月	マツ材線虫病防除薬剤散布で初めてドローンを使用
6月	一般財団法人 三保松原保全研究所の設立
7月	清水港開港120周年記念事業・第16回海フェスタ みほしるべへの秋篠宮皇嗣同妃両殿下お成り（地方事情御視察）
10月	台風19号による高潮被害（清水港最高潮位171cm）
2020年3月	羽衣の松周辺での通行制限を開始
4月	新型コロナウイルス感染症に伴うみほしるべ臨時休館44日間、駐車場臨時閉鎖
5月	清水三保羽衣土地区画整理事業の完了、三保松原町の設置
8月	みほしるべSNS（Twitter, Facebook, YouTube）の運用開始
2021年2月	羽衣の松周辺での危険枝除去に初めてツリーライミングを使用
8月	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うみほしるべ臨時休館42日間
10月	三保羽衣薪能を初めてみほしるべ前広場で開催
2022年1月	羽衣の松周辺の売店撤去
3月	名勝指定100周年記念事業 圃場完成
9月	台風15号による床上浸水に伴う臨時休館2日間、断水6日間
11月	清水灯台の国重要文化財指定
2023年6月	世界文化遺産登録10周年記念事業 清水エスパルスと連携した松原保全啓発事業開始



書名	名勝三保松原保存活用計画
編集・発行	静岡市 観光交流文化局 文化財課 三保松原文化創造センター 静岡市清水区三保 1338-45
発行年月	令和7年（2025年）3月

静岡市の機構改正に伴う課名変更について	
本計画での表記	令和7年度
文化財課	歴史文化課
まちは劇場推進課	文化政策課
文化振興課	文化政策課
森林政策課	森林経営管理課
都市計画事務所	清水まちづくり推進課